

平成29年度研究報告書

児童家庭支援センターの 役割と機能のあり方に関する研究 (第2報)

研究代表者 川並 利治 (金沢星稜大学人間科学部)
共同研究者 小木曾 宏 (児童家庭支援センターふたば)
柴田 敬道 (子山こども家庭支援センター)
橋本 達昌 (児童家庭支援センター一陽)
藤井 美憲 (愛泉こども家庭センター)
川松 亮 (子どもの虹情報研修センター)

社会福祉法人 横浜博萌会

子どもの虹情報研修センター

(日本虐待・思春期問題情報研修センター)

平成29年度研究報告書

児童家庭支援センターの 役割と機能のあり方に関する研究 (第2報)

社会福祉法人 横浜博萌会

子どもの虹情報研修センター
(日本虐待・思春期問題情報研修センター)

目 次

I	問題と目的	1
II	方法	
1	対象	1
2	手続き	1
	(1) ヒアリングを実施するセンターの選定	1
	(2) 調査施設の所在地と付置先	2
	(3) 事前調査及びヒアリング調査の実施	2
	(4) 報告書執筆の手順及び報告書作成	2
III	結果	
1	北海道札幌市 興正こども家庭支援センター	4
2	岩手県大船渡市 児童家庭支援センター大洋	13
3	埼玉県加須市 愛泉こども家庭センター	23
4	埼玉県比企郡嵐山町 らんざん児童家庭支援センター	28
5	千葉県千葉市 児童家庭支援センターふたば	34
6	千葉県いすみ市 子山こども家庭支援センター	40
7	福井県越前市 児童家庭支援センター一陽	48
8	滋賀県大津市 こばと子ども家庭支援センター	54
9	鳥取県米子市 児童家庭支援センター米子みその	63
10	大分県中津市 児童家庭支援センター「和(やわらぎ)」	71
IV	考察	77
	特論：新しい社会的養育ビジョンと児童家庭支援センターにもたらす変革に関する考察	83
V	資料	
1	事前(施設基本情報)調査票	88
2	ヒアリングガイド	89
3	報告書執筆構成	90

I. 問題と目的

児童養護施設等に付置している児童家庭支援センター（以下、センター）は、児童福祉法及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準に規定され、児童家庭支援センター設置運営要綱で地域に根差した支援を提供できる専門性の高い相談機関として、その基本的なあり方が位置づけられている。しかし、現状においては地域による取組の格差が生じ、また、全体的に見れば行政からの認識も希薄で、正しい理解がされているとは言えない。

2019年度末までに340か所（少子化社会対策大綱）と示された設置「目標値」は120か所（2017年8月1日現在、全国児童家庭支援センター協議会調べ）に留まっている。

本研究では、先進的もしくは特徴的な取り組みを行っていると思われるセンターを直接訪問し、経緯や工夫点、課題についてヒアリングを行って、有効な連携のあり方や取り組み例の紹介を通して、センターの今後の進展の可能性やセンターの全般的な向上に寄与することを目的とした。

II. 方法

1. 対象

研究2年目に当たる本年度は全国120か所のセンターから10センターを抽出し、調査対象とする。うち、4センターは共同研究者のセンターとした。

2. 手続き

(1) ヒアリングを行うセンターの選定

2017年6月22日第4回研究会にてヒアリング先の選定、ヒアリング項目の検討、ヒアリング出張者、出張人員数、作業工程等の検討・確認を行った。

選定に当たっては、アンケート調査から得られたデータより「独自性がある」「相談件数が多い」などを指標に、地域的な偏りがないよう北海道から九州までの全国ブロック別に最低1か所選定されるよう協議した。

選定の指標とした主な内容を挙げると以下の通りである。

地域から児童相談所が遠いため、児童相談所のブランチ的な役割を果たしている。

里親からの相談件数が非常に多い。

児童相談所からの指導委託が非常に多い。

行政保健師との連携状況に、多くの示唆があると思われる。

児童心理治療施設に付置している。

(2) 調査施設の所在地と付置先

以下の通り、北海道ブロックから1センター、東北ブロックから1センター、関東ブロックより4センター、中部ブロックから1センター、近畿ブロックから1センター、中国・四国ブロックから1センター、九州ブロックから1センターとし、児童養護施設に付置したセンターが7センター、乳児院付置が2センター、児童心理治療施設が1センターとなった。

候補として挙げたセンターには電話連絡と文書説明にて依頼し、すべて快諾いただいた。なお、訪問先一覧は次ページに掲載している。

(3) ヒアリング調査の実施

報告書にはセンター名を記載すること、報告書原稿は事前に内容の確認と必要な修正をお願いすることを伝えて、調査の同意を得た。

ヒアリング調査を円滑、効率的に行うため、事前に施設基本情報（巻末資料参照）をセンターの担当者に送付し、記入後、返送いただいた。

また、ヒアリング時に質問したい項目（巻末資料参照）についても併せて事前に送付した。

(4) 報告書執筆の手順及び報告書作成

報告書記載の内容や形式を統一するため「報告書執筆構成」（巻末資料参照）を作成し、この様式により各ヒアリング報告書を作成することとした。

ヒアリング調査終了後、平成30年2月27日に第5回研究会（最終）を開催し、課題や特徴的な取り組みの共有を行い、研究報告書（第2報）の方向性を確認した。

また、10センターの取り組み例を分担執筆したうえで、原稿を各センター担当者に送付し、確認・修正をしていただいた。

さらに、研究会での討議を基に、研究代表者が考察を執筆した。

（文責 川並 利治）

図表Ⅱ -2-1. ヒアリングを行ったセンターと日程等

	所在地	センター名	付置先	日時	訪問者
1	北海道札幌市	興正こども家庭支援センター	児童養護施設	2017年11月17日	川松
2	岩手県大船渡市	児童家庭支援センター 大洋	児童養護施設	2017年11月21日	川松
3	埼玉県加須市	愛泉こども家庭センター	児童養護施設	2017年12月12日	小木曾
4	埼玉県比企郡嵐山町	らんざん児童家庭支援センター	児童心理治療施設	2017年9月12日	川並、藤井
5	千葉県千葉市	児童家庭支援センター ふたば	児童養護施設	2017年10月24日	川松
6	千葉県いすみ市	子山こども家庭支援センター	児童養護施設	2017年8月18日	川並
7	福井県越前市	児童家庭支援センター 一陽	児童養護施設	2017年2月14日	川並
8	滋賀県大津市	こばと子ども家庭支援センター	乳児院・児童養護	2017年10月4日	藤井、橋本
9	鳥取県米子市	児童家庭支援センター 米子みその	乳児院	2017年9月13日	柴田
10	大分県中津市	児童家庭支援センター「和(やわらぎ)」	児童養護施設	2017年8月3日	橋本、小木曾

(太字：原稿執筆者)

Ⅲ 結果

1. 興正こども家庭支援センター

はじめに

興正こども家庭支援センターは、札幌市児童相談所から夜間休日の虐待通告に関する安全確認を委託されていることから、それがどのように運用されているのかを聞くことを主たる目的として訪問した。ヒアリングは、2017年11月17日に札幌市北区新琴似の興正学園において実施し、インタビューには施設長と里親支援専門相談員の方が応じてくださった。聴き取りは川松が行った。

(1) 管轄地域の子育て環境の概況

①管轄の市区町村名 札幌市

②人口（管轄地域の児童人口と世帯数）

人口： 1,962,918 人

世帯数： 943,055 世帯

0～18歳人口：288,150 人

(2017年10月1日現在、事前調査票より)

③地域の特徴

興正こども家庭支援センターが所在する札幌市は、2017年10月1日現在約196万人の人口を擁する、全国で5番目に人口の多い都市であり、北海道の政治・経済・文化の中心地である。同時点での世帯数は94万3千世帯であり、18歳未満人口は約29万人となっている。経済面では札幌市内企業の9割が中小企業で、資本金5千万円未満の企業が全体の95%を占めている（以上は、事前アンケートの施設基本情報から）。

札幌市の生活保護率は38.2%（2015年）と全国平均より高い。外国人の住民は2016年1月1日現在約1万人居住しており、中国人が最も多く、次に韓国または朝鮮人となっている。

15歳未満の年少人口比率は、2015年10月1日に11.4%となっており、合計特殊出生率は全国平均より低く、2014年に1.16であり、これは20政令指定都市の中で最も低い（以上は、札幌市ホームページの「札幌市政概要」及び「札幌市統計書」から引用）。

④地域の社会資源

札幌市は子育てサービス情報を得やすいホームページを開設し、子育て家庭が必要なサービスを気軽に検索できるように工夫している。札幌市は10区に分かれているが、児童会館なども利用しながら、各区それぞれが子育て支援事業を行っている。児童相談所に加えて、各区に家庭児童相談室を設けており、より地域に密着した形で、虐待など心配な家庭をフォローしている。各区地域にもよるが、保

育園はそれぞれ40～60存在しているものの待機児童問題は存在しており、幼稚園が認定子ども園へと建て替える場所が増えつつあるのが現状である（以上、事前アンケートの施設基本情報から転記）。

（2）興正こども家庭支援センターの概要

①沿革・方針・取り組みの経緯

興正こども家庭支援センターは2000年4月に、児童養護施設興正学園に付置された。当時札幌市は人口180万人を超える広大な市域の都市であり、1か所の児童相談所では複雑・多様化する子どもの問題に十分対応することが難しくなっていた。また、全国と同じく札幌市においても児童相談所への児童虐待相談が増加しており、よりきめ細やかで地域に密着した相談支援の充実が求められていた。付置している興正学園は札幌市北区にあって、児童養護施設として当時54年の実績があった。当時北区は人口の伸びもあり、相談件数の増加及び相談件数が二番目に多い東区と隣接していることも合わせて、児童家庭支援センターの設置目的にあった効果が期待されていた（以上は、事前アンケートの施設基本情報から転記）。



興正学園全景
（この中に児童家庭支援センターもある）



学園内に設置された、だれでも利用できる
子ども図書館

ヒアリングでのお話によると、児童養護施設興正学園では1993年から市事業のショートステイを委託されていた。その中で地域サポートも行うようになっており、センター開設以前から、地域の子育て相談や保護者支援を実施していた。センターを開設すれば専属でそれらの仕事ができるということから、学園の側から市に対して児童家庭支援センターを設置したいと希望し、2年かけて市を動かした結果、2000年の開設に至ったとの説明があった。「もともと施設のサービスのオプションのような形で地域サポートをしていたものを制度につなげたというイメージ」だと語られた。

早い時期からのセンター開設であり、またそのいきさつも、施設の機能を活用して地域貢献をしようとする姿勢から始まっており、高い問題意識を感じさせられた。

②職員構成

スタッフは常勤が4名で、内3名が心理職、1名が精神保健福祉士とのことだった。また、本体施設との兼務職員が4名いて、本体施設と一体での運営をしていると説明があった。常勤スタッフの経

験年数は長く、2人が15年、他の方も10年以上となっている。

本児童家庭支援センターは興正学園に付置されているセンターの他に、札幌市内大通りの時計塔の近くに分室を構えている。分室は児童精神科「札幌こころの診療室」内に設置されており、そちらには心理職1名が常駐している。分室の開設経緯も、センター側から児童精神科医への働きかけに端を発しており、ここにも地域への貢献に対する問題意識の高さを感じる。また分室の存在は、興正こども家庭支援センターの大きな利点をなしていると感じられた。

③取り組みの特色

(i) 夜間休日の虐待通告の安全確認

興正こども家庭支援センター（以下、センター）は、札幌市児童相談所から夜間休日の虐待通告に関わる安全確認業務を委託されている。これは札幌市内4か所すべての児童家庭支援センターに委託されている。開始時期は2008年であり、児童相談所に安全確認の48時間ルールが設定された時期で、児童相談所側から初期調査の業務委託の依頼があったとの説明があった。児童相談所と児童家庭支援センターとのコミュニケーションは基本的に良いとお話だった。

先行して教育委員会から、いじめ相談の24時間安心ダイヤルの受け手の業務委託があり、夜間と日・祝日のいじめ相談を受けていた。それに加えて児童相談所から初期調査の依頼があったとのことだった。両回線は分けて実施している。

初期調査の実績は、年に2～3件とのことである。児童相談所がまずは通告を受けて、児童相談所が対応するかセンターが対応するかを判断し、センターに行ってほしいという事例について連絡が来るようになっている。訪問は自宅待機をしているスタッフが2名体制で行う。男女でいくようにしているとのことだった。時間帯は22～23時が多いとのこと。深刻な事例はあまりないとのことだった。保護が必要と判断すると、児童相談所と相談して連れて帰ってくるとの話だった。興正学園で1泊預かることもあるようだった。いじめ相談の方は、一晩に2件くらい相談が入るとのこと。いじめ相談は保護者からが多いと説明があった。

センターが対応することで、虐待の早期発見や介入の機会が増えることとなり、また、虐待に至らないまでも、育児ストレスや育児不安を抱える保護者に出会えるきっかけとなっており、相談支援につながることで子どもや保護者の利益につながっていると考えると施設長は話された。実際に初期調査をきっかけに、センターの相談支援につながった事例があるとのことであった。

この他にも、ショートステイを利用しながらサポートしている家庭から、「今夜もうきつから子どもを迎えに来てほしい」と依頼があり、子どもを迎えに行き、その後児童相談所に連絡をするということもあるとのことだった。さらに、保護者が急に倒れてそこに子どもがいるとか、高校生で親と折り合いが悪くて家を飛び出したなどの緊急事例でも対応しているとお話があった。要保護児童対策地域協議会に参加しているため、そこで登録されている家庭の場合は情報があり対応しやすいと述べられた。施設としての機能を十分に活用しながら、臨機応変に地域の家庭の支援を実施されていると感じられた。

なお、安全確認は4か所のセンターがエリアを分けて対応しており、児童相談所からの業務委託費

は年予算 200 万円で、1 か所のセンターあたりでは 50 万円とのことだった。

(ii) 要保護児童対策地域協議会への参加

興正こども家庭支援センターは、札幌市内 10 区のうち 4 区の要保護児童対策地域協議会（以下、要対協）に参加している。札幌市では、児童相談所の体制強化に合わせて区の相談体制強化も進めているが、実際には区がうまく機能しておらず、児童相談所と区の疎通もよくないのが実情のようであった。興正こども家庭支援センターは、センターの側から要対協への加盟を働きかけたとのことであり、地域をリードするような役割をとっていることが感じられた。

要対協の個別ケース検討会議に関しても、センターの側から「このケースはやったほうがよいから集めてほしい」と区役所や児童相談所に働きかけて開催を促しているとのことだった。インタビューで施設長は、自らのセンターについて、地域で積極的に動くようにしていると話されていたが、積極的な動きを地域に見せることで、地域の取り組みを引っ張っていこうとする姿勢が強く感じられた。

センタースタッフは本体施設兼務を含めた 8 人が、4 区を分担して担当制をとっている。本体施設との関係については、施設の役割とセンターの役割が縦割りで切れているのではなく、本体施設職員がセンター職員の動きをよく理解していて、融通が利きサポートを受けやすい形になっていると説明があった。

(iii) 相談実績

ヒアリング時に提供された 2016 年度相談援助件数の資料によると、全相談述べ件数は 1684 件で、相談の内訳は図表Ⅲ-1-1 のようであった。また、相談形態別では図表Ⅲ-1-2 のようであった。

図表Ⅲ-1-1 に見るように、性格行動相談の割合が高く約 40%を占めている。その内容としては、発達障害で母親から子どもへの関わりの相談があり、何度も通所して、心理職と親担当で分担して面接を継続した事例があったと具体的な説明があった。分室では、親グループ・子グループといったグループ活動も実施している。保護者支援プログラムとしては、ペアレントトレーニングや、CARE、あるいは母親と子どものための同時並行心理教育であるコンカレントプログラムを実施しているとのことであった。専門的なプログラムを導入した、心理的支援を展開されていることがわかる。

図表Ⅲ-1-1. 2016年度相談援助件数

養護相談		保健相談	心身障害相談	非行相談	育成相談				子どもの対人関係相談	DV相談	その他の相談	合計
虐待相談	養護相談				性格行動相談	不登校相談	適正相談	養育相談				
258	220	14	11	13	678	116	2	136	75	22	139	1684

図表Ⅲ-1-2. 2016年度相談援助形態別内訳

電話相談	来所面接相談	訪問面接相談	通所	Eメール	心理療法	心理判定	関係機関連携	児相連携（センター発）	児相連携（児相発）	合計
803	33	21	435	34	84	4	218	16	36	1684

育成相談の養育相談は、保健センターから紹介されたケースが多く、乳幼児への関わり方やしつけ相談のような内容が多いとのことだった。また、子どもの対人関係相談とは、友人トラブルやいじめの相談などで、子どもから直接の電話相談が入ってくるとのことだった。DV相談は分室で、DV被害にあった母親のサポートを行っているとの説明があった。

相談援助形態別(図表Ⅲ-1-2)では通所の件数が多いことが注目される。通所の7割は性格行動相談で、次に虐待相談が多かった。相談援助形態の中で児相連携とあるのは、双方がケースを紹介した件数である。札幌市では特に指導委託の形態はとっていないとのことで、お互いが持っているケースを共有しながら進行を管理していると述べられた。児相発の児相連携の相談内容は、ほとんどが養護相談の中の養護相談に分類されていた。

分室との役割分担は、センター本体が初期調査や緊急一時保護あるいは電話対応を中心に虐待予防や要対協の活動が多く、分室は医療との連携による子どもの発達相談や保護者の精神疾患等に伴う育児困難へのサポートを中心としているとのことだった。

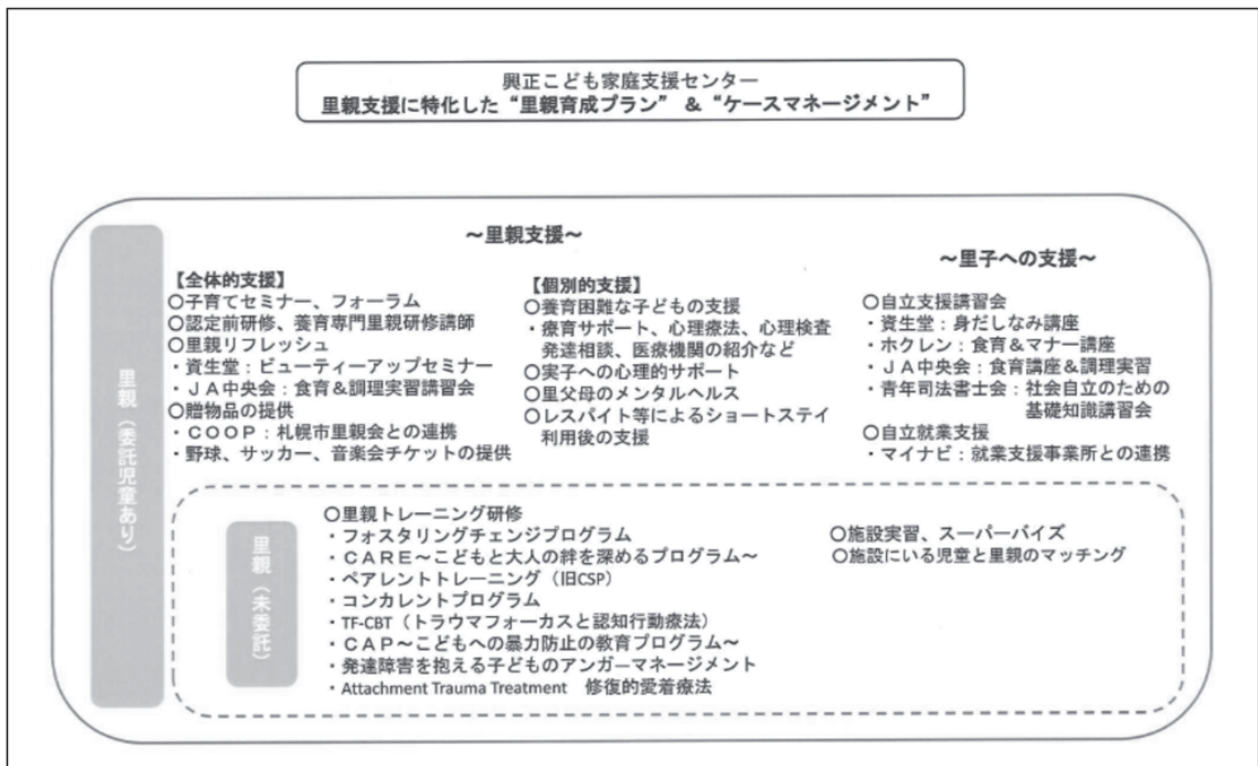
(iv) 里親支援

里親支援専門相談員は本体施設に配置されているが、こども家庭支援センターと一体となった里親支援活動を展開していた。この里親支援専門相談員は、こども家庭支援センターで長く相談員をしてきた方が担当しておられた。

里親支援に関しては、児童相談所からは同行訪問による協働の取り組みを求められたが、センターではむしろ児童相談所が行かないところやいけない日に行くことに意味を見出して、児童相談所がな

かなか継続した支援を行えていない部分に参与していくようになったそうである。そうすると、かなり深刻な課題が発見できることがあり、センターとして意図的に課題を拾いに行くようにしていると話された。

図表Ⅲ-1-3はヒアリング時に提供された、興正こども家庭支援センターの里親支援マップである。実に多彩なメニューでの取り組みが展開されていることがわかる。とりわけ未委託里親支援に乗り出している点が特筆されると思う。里親会のおしゃべり会にも参加して、困りごとがある場合には相談に乗っているとのこと。市内には里親支援専門相談員を置く施設が4か所あり、区単位でエリアを分けて担当している。児相との定例会議も月1回開催していると説明があった。



図表Ⅲ-1-3. 興正こども家庭支援センターにおける里親支援の取り組み

特に委託措置を解除された後の里親の喪失感に対する支援は重要と考えるとのことで、里親と児相との間に入って里親の話を聞き、気持ちを取めながら、児相に状況を伝えることがあるとのことだった。

（v）自立支援

市内全体の施設や里親から社会に自立する子どもたちを対象に、身だしなみや金銭管理などの自立支援事業を、興正こども家庭支援センターが担っている。企業とタイアップしながらの事業を展開している。調理実習やテーブルマナー講座なども含め、市内全域の事業を興正学園のセンターだけで運営しておられることに驚きを覚えた。



センターのプレイルーム



施設の親子訓練室

ヒアリングの中では、札幌青年司法書士会が作成された「社会へ旅立つ皆さんへ」と題された小冊子を提供された。働くルール、家を借りる時の注意点、ストーカーやデートDVの知識、借金や依存症について、生活保護についてなど、実生活に即した知恵が、全て振り仮名つきの文章で記載され、自作漫画も多数挿入されていた。この冊子を使った講習会も実施しているとのことだった。

(3) 興正こども家庭支援センターの取り組みや相談活動の特徴

①資質向上のための取り組み

当該センターは幅広い取り組みを展開しており、専門的な支援メニューも多く、地域や児童相談所からの信頼が厚いことを感じさせられた。そのような運営が可能なのは、専門性の高いスタッフが、長期間継続して勤務していることによると思われる。

長期間勤務が可能のように、施設本体を含めて人材の適切な配置に努め、子育て期に勤務形態を配慮するなどの運用をしてこられたからだと思われる。勉強をしたい時期には勤務を軽減したり、スクールカウンセラーと並行して相談員をする形をとったりと、柔軟な対応をとられていることが長期の勤務や専門性の向上につながっていると感じられた。

施設長によると、児童家庭支援センターには決まった形はないので、自由な発想で自分の得意エリアを存分に発揮できることが大切だと思うと述べられた。当該センターが百貨店的な事業展開をできているのも、「寄ってきた従業員が自分で売りたいものを売り始めたらこうなった」と見た方が良いと思うとも述べられ、「売りたいものを自分で売る。お客は自分で引っ張ってこなきゃいけないから、看板出して待っているんじゃなくて、従業員が自分で営業に行き取ってきているところもたくさんある。外に行き講演して、スクールカウンセラーで行き、保健センターで仕事をしてとか、自分の自信のある商品は自分でお客にセールスに行けばいいわけで」というお話を大変に興味深く聞いた。

なお、スタッフを研修に派遣するための予算は十分に確保されているようだった。

②相談者・相談機関に対する支援

相談につながるケースは、他機関から紹介される場合が多いとのこと。スタッフが講演活動も行う

ので、そのことで周知につながっていると思うとも述べられた。また、診療所に分室が設置されていることも、相談につながる契機として大きな存在になっていそうである。

ショートステイについては、2016年度に75件、130人の利用者があり、述べ利用日数は434日だった。理由では育児疲れが200日と最も多く、次が疾病で85日となっていた。レスパイトとしての効果が大きいようである。中には、リピーターとして毎月のように利用するケースもあるとのことだった。相談の中には、ここなら預かってもらえるということから繋がってくるケースも多いようである。逆にショートステイを通して虐待的な養育環境を発見することがあり、児童相談所に調査を依頼することもあるとのことだった。しかしそのような場合も、センターとしては関わり続けていくと話された。ショートステイは本体施設で受けているが、相談がありそうな場合はセンターの方で対応するとのこと。本体施設職員も、保護者に対して情報提供や生活支援をしており、センターと一体的に支援しているとの話があった。学校の通学の送迎をする場合もあるようだ。児童相談所に対しては、ただ預かるだけではなく、きちんとアセスメントして見立てるように働きかけていると話された。



診療所に併設された分室



分室のプレイルーム

(4) 児童相談所及び区の子ども家庭相談部署と児童家庭支援センターの連携の状況や役割分担

先に述べてきたように、札幌市では夜間休日の虐待通告初期調査を児童家庭支援センターに委託しており、児童相談所とセンターの関係は比較的良好に結ばれていると感じられた。ケースを紹介し合っ、相互に協力して対応している状況があり、里親支援におけるコミュニケーションも活発に行われている様子だった。持ちつ持たれつの関係は、センター側の経験値が高く、信頼を得ていることが大きいと思われる。

一方で、区の体制はまだ未成熟のようで、区が主体的な相談対応を展開できているとは言えない様子だった。ショートステイを通じて区との連携が行われており、センター側がショートステイ利用家庭の中から支援の必要性を察知して、自発的に支援活動を展開していると思われた。要対協の会議開催に関しても、センター側がリードしている様子がうかがわれ、当該センターが地域の支援体制をリードしている状況にあると思われた。これも、センターの職員の経験が長く、地域に根付いた活動を展

開しているからこそであろう。

児童相談所、区を通じて、センターの職員の経験が最も長く、地域のことも熟知しており、三者の中ではセンターが要の位置を占めていると感じられた。

(5) 興正こども家庭支援センターが抱える課題と将来のあり方に関する考え方

今後の児童家庭支援センター補助金は、件数に応じて予算が配分されることから、頑張った分だけ働きに応じた賃金に跳ね返ってくることとなり、スタッフにとっての励みになるのではないかと評価された。その点で、センターに可能な活動のモデルとして、当該センターを発信できるとよいと思うと述べられた。

また、業務の範囲が拡大することで、スタッフの興味関心がさらに高まる効果があり、そのことが長く働き続けることにもつながっていると評価されていた。地域にチラシを配って電話の前で待っているだけではなく、戦略的にいろいろなところに顔を出して、関係を作っていくことが必要だと思うと施設長は述べられた。

また、まわりのセンターも同じような活動を展開してもらえるように、支え合い連携を深めることをしたいとも述べられた。そのことが結局、地域や利用者、子どものためになると述べられたのが印象に残った。そのためにノウハウの共有をしていきたいとのことだった。

特に里親支援に関しては、里親の脆弱性や、児童相談所が強引に里親委託をしてフォローされない事態も懸念されるため、積極的に里親サポートをしていきたいと話された。

おわりに

興正こども家庭支援センターへのヒアリングは、児童相談所からの安全確認の委託に関する運用を聞くことが目的だったが、同センターの幅広い活動に触れる中で、その意欲的な事業展開に圧倒されたインタビューとなった。施設長やスタッフの方の積極的な姿勢は、仕事を楽しんでいるようにも感じられた。かつての児童相談所が担っていた子ども家庭相談のソーシャルワークがここに生きて根付いているということを強く感じさせられた。

このような活動が可能になったのは、施設長の積極的な姿勢やスタッフの創意工夫を活かす運営姿勢、そして各スタッフの自由な発想での創造的な取り組みに支えられてのことであろう。こうしたことがなぜ可能だったのか、さらに丁寧に跡付けることも学びにつながると思われたが、今後の同センターの活動がさらに広がりを見せるであろうことを予感しながら、その活動に引き続き注目していきたいとの思いを強くした。お忙しい中をインタビューに応じてくださったみなさんに心から感謝して本稿を閉じたい。

(文責 川松 亮)

2. 児童家庭支援センター大洋

はじめに

児童家庭支援センター大洋は、陸中海岸南部の大船渡市に位置している。大船渡市は、新幹線の最寄り駅である一ノ関駅から、自動車では1時間半、鉄道とBRT（バス高速輸送システム）を乗り継ぐと3時間近くかかる距離にある。一関市にある岩手県一関児童相談所からは遠く隔たっているため、同センターは児童相談所のブランチ的な役割を担ってきたと考えられる。そうした特色のある児童家庭支援センターの取り組みがどのように行われているのかを知る目的で、同センターを訪問した。ヒアリングは2017年11月21日に、児童養護施設大洋学園に併設された同センターで行った。インタビューに応じてくださったのは、相談員（元施設長）と心理職のお二人であった。



(1) 管轄地域の子育て環境の概況

①管轄の市区町村名

大船渡市、陸前高田市、住田町

②人口（管轄地域の児童人口と世帯数）

大船渡市 36,704人 14,988世帯（児童人口 5,103人）

陸前高田市 19,082人 7,607世帯（児童人口 2,509人）

住田町 5,419人 2,173世帯（児童人口 611人）

（岩手県ホームページ「いわての統計情報」から、2018年2月1日現在。児童人口は2015年国民生活基礎調査から）

③地域の特徴

当該センターが管轄する地域は岩手県南部の沿岸部であり、宮城県と境を接している。岩手県の大動脈である東北本線や東北新幹線は岩手県の内陸部を走っており、そこから沿岸部に出るためには北上山地を越える必要がある。そのために内陸部からは隔たった立地条件にある。一方で沿岸部は、夏は涼しく冬の雪が少ない比較的温暖な気候にある。森林面積が多く平地は少ないが、三陸海岸の景勝地に恵まれ、またカキの養殖などの水産業が盛んな土地である。当該センターがある大船渡市は三陸海岸地域の中心として、水産業や木材加工業を中心に発展してきており、大船渡港は物流の拠点となっている。

2011年3月の東日本大震災でこの地域は大きな津波被害にあった。現在はその復興が進められているところである。ヒアリングのための訪問時に立ち寄った大船渡港周辺は、大きな空き地が広がる中に、ホテルやショッピングセンターが建てられていた。低地の住宅は新しい建物であり、一定の高さ以上の住宅とは異なっていた。そして境目に当たる道路上には津波の浸水区域を伝える標識が立っていた。大きな被害を乗り越えて、再生に向けた整備が始まっていることが感じられた。

④地域の社会資源

当該センターからの提供資料によると、管内には、学童保育クラブ15か所、保育所・子ども園・幼稚園24か所、病後児保育1か所、子育て支援センター6か所、子育てサークル4か所、ファミリーサポート支援センター、児童発達支援事業所4か所、放課後等児童デイサービス、児童館が存在する。震災後の子どもの心のケアのために岩手県が設置した「こどもケアセンター気仙ランチ」が県立大船渡病院内に開設され、毎週月曜日に診療を行っている。また、陸前高田市にあるあしなが育英会の陸前高田レインボーハウスでは、NPO法人子どもグリーフサポートステーションと合同で被災遺児等を対象に月1回のプログラムを実施している。

(2) 児童家庭支援センター大洋の概要

①沿革・方針・取り組みの経緯

当該センターの開設は2001年8月1日である。大船渡市にある児童養護施設大洋学園に併設されて設置された。大洋学園の所在する地域は、大船渡市の沿岸部から山間部に入る境目にあたる高台にあり、周辺には各種の福祉施設が集合して立地している。ここは「福祉の里」と名付けられており、2002年に岩手県福祉の里センターが設置されたことに始まっている。その後は社会福祉法人大洋会が同センターの運営に当たり、同法人の障がい者福祉に関する施設が集まっている。大洋学園は2002年にここに移転して、福祉の里の一角を占めている。

大洋学園では地域との濃いつながりの中で、地域の集まりなどの場で様々な相談を受けることが多くなっていった。そこで児童家庭支援センターを立ち上げる必要を感じて開設に至った。当初は不登校相談が多く、退職校長が相談員をしていたこともあって、学校とのつながりが自然とできていたようであった。なお、以前は一関児童相談所の駐在員が大船渡市に置かれていたようである。しかし、

当センター開設の時期にはすでに置かれていなかった。そのため当該センターは、当初から児童相談所の補完として位置付けられ、不登校相談や発達相談、措置は必要ないが継続支援が必要な事例などに関わってきた。

岩手県では、盛岡市・宮古市・一関市の3か所に児童相談所が置かれており、大船渡市の当該センターを含めた4つの相談機関体制をとってきている。児童家庭支援センターは県内に当センター一つしかなく、また沿岸部の児童養護施設は大洋学園のみとなっている。

当該センターの目的には、「児童家庭支援センター大洋は、地域の児童の福祉に関する各般の問題について、児童、母子家庭その他の家庭、地域住民その他からの相談に応じ、必要な助言を行うとともに、保護を要する児童又はその保護者に対する指導を行い、あわせて児童相談所、児童養護施設との連絡調整を統合的に行い、地域の児童、家庭の福祉の向上を図ることを目的としています」と記されている。



児童養護施設大洋学園
(この中に児童家庭支援センターがある)



児童家庭支援センター内のプレイルーム

②取り組みの特色

(i) 相談実績

図表Ⅲ-2-1は2016年度の相談種別件数である。延件数で見ると、性格行動相談が突出して多く、次いで不登校相談、障がい相談の順となる。養護相談はその次に出てくる。性格行動相談では、具体的には言葉の遅れや発達の相談、発達の偏りに関する疑いの相談などが多いそうである。一方障がい相談は診断に関する事例が多いとのことであった。

図表Ⅲ-2-1. 相談・指導内容の種別件数

	養護		保健	障がい	非行	育成				DV	いじめ	その他	合計
		虐待(再)				性格行動	不登校	適正	しつけ				
実件数	35	9	9	44	0	267	15	0	2	1	0	1	374
延件数	188	52	98	212	0	1005	347	0	2	1	0	3	1856

図表Ⅲ-2-2. 相談態様別件数

	電話相談	来所相談	訪問相談	通所指導	心理療法等	メール等	手紙相談	その他	合計
延件数	255	284	417	0	864	36	0	0	1856

図表Ⅲ-2-2は相談態様別の件数であるが、心理療法等の件数の多さが際立っている。また訪問相談の件数も多い。この訪問先は関係機関であるとの説明があった。例えば学童保育クラブを訪問しており、そこでは学校では見えない子どもの状況が把握できているとのことであった。また、「保育所・幼稚園訪問事業」を実施しており、集団場面での子どもの行動観察や保育士へのコンサルテーションを行っている。

なお、センターの開設時間は月曜日から土曜日の9時から19時であり、夜間休日の緊急電話対応は大洋学園の職員が行っている。

(ii) 心理職の地区担当制と保育所・幼稚園訪問事業

当センターには常勤の心理職が3名配置されており、1人はセンター開設当初から15年勤務している職員である。他の2名も勤務期間が長い。これらの心理職は地域担当制をとっており、2市1町をそれぞれが担当している。地域に根差した支援を基本方針として持っており、行政とのつながりができている。

図表Ⅲ-2-1で性格行動相談や障がい相談が多かった理由もこの点にあるだろう。また、図表Ⅲ-2-2で心理療法等の件数が多くを占めていることもうなづける。先述の保育所・幼稚園訪問事業を実施しているのも心理職である。2市1町を合わせると、年間で30回の訪問を実施している。その中で住田町については、「住田町こども相談」として、保育所・小中学校を訪問して保護者への子育て相談も行っている。住田町ではさらに「放課後子ども教室支援」として年10回の心理職派遣を行っている。

当センターの方針では、心理職は心理的ケアのみならずソーシャルワークを専門的視点から担うこととしており、地区担当心理職が教育委員会や関係機関・団体と密に連携して、総合的な支援を行っ

うとしているのが特徴である。

(iii) 児童発達支援事業

大船渡市と陸前高田市のそれぞれの療育教室へ心理職を派遣している。そのことで保護者への発達相談や子どもの発達のアセスメントを実施している。2016年度は、両市合わせて年間29回実施した。

また、気仙地区障がい者自立支援協議会児童部会の事務局を当センターが担っており、同部会が作成した「相談支援ファイルつむぎ」の普及と利用促進を図っている。このファイルは、子どもの育ちを記録し、成長に伴って支援者が変わっても切れ目なく支援がつながるように、家族と支援者が情報を共有するものである。こうした取り組みを保健部門や障がい児福祉部門が行っている自治体は多いが、児童家庭支援センターが中心になって取り組まれていることに注目したい。

The flyer is titled "お子さんの成長を記録していきませんか" (Don't you want to record your child's growth?). It introduces the "Iki Prefecture Support File 'Tsumugi'".

<サポートファイルとは>
大切なお子さんの育ち方や暮らしの様子、子育て中のご家族の思いなどを一冊のファイルに記録し、発達相談・保護者・ご家族・学校の先生や医師、相談員など（以下、「支援者」と呼びます）に子どものことをよりよく知ってもらうために使います。
お子さんの成長や引継しに伴って、お子さん本人の暮らし方は大きく変わり、支援者も変わります。新しい支援者にお子さんのことをよく理解してもらうことで、お子さんに合う支えや心配りが切れ目なく継続して受けやすくなります。

<Q&A>
どのような人が使いますか？
特別な病気や障がいの有無にかかわらず、「子どもの成長の記録を残しておきたい」あるいは「子どもの情報を先生に正しく伝えたい」という思いのあるご家族であれば誰でも使用できます。母子健康手帳の内容をさらに延長して使うものとお考えください。
誰が記入し、保管しますか？
基本的にはご家族が記入し、保管します。記入の仕方については、支援者がサポートをいたします。
どんな場面でも使えますか？
担任の先生や関わっている支援者が代わる際に「つむぎ」の情報を見せたり、コピーをして渡したりすることで、これまでにお子さんの成長の様子を伝えることができ、受け継ぎを始める前から何度も繰り返すことができます。記録ではあまいまいになってしまうことも「つむぎ」を活用することにより、正しく支援者に伝えることができます。

<基本的な使い方>
①記録する
②共有する
③生活に活かす
④伝わり返る

①ご家族がお子さんの成長や暮らしの様子について記録します
②ご家族と支援者がファイルの情報を共有します
③ご家族や支援者が日々の生活に情報を活かします
④ご家族と支援者との間でお子さんの様子を振り返ります

<お問い合わせ>
「つむぎ」のご利用方法等については、事務局の気仙各市町の母子保健・児童福祉担当係、または教育委員会、および相談支援事業所までご連絡ください。なお、様式については気仙各市町のホームページからダウンロードできます（予定）。
【事務局】児童家庭支援センター大船渡
住所：大船渡市立橋町字下欠 125-15
電話：0192（21）3130 FAX：ikusanen@taiyokai.or.jp

気仙版サポートファイル「つむぎ」の紹介チラシ

また、同一法人の事業所である「地域活動支援センター星雲」（障がい者の相談支援センター）と連携・協働して、家族の視点を重視しながら、未就学期から青年期まで継続した、総合的・包括的な支援環境整備を目指している。特に保護者が障がいを有する場合の育児に困難を抱える事例が多いという点に問題意識を有しておられ、その家族支援に意識的に取り組もうとする姿勢が印象に残った。

(iv) 母子保健事業

2市1町の1歳半、3歳半検診や5歳児相談などの場に心理職を派遣し、発達障がい児の早期発見にかかるスクリーニングや、保育士との事例検討、保護者への子育て相談を行っている。2016年度の派遣は合計47回にのぼっている。

「児童発達支援事業」にも共通することであるが、当センターは運営方針の中に、「発達障がいの地

域の理解・受容、対象となる子どもの可能性を切り開く支援の推進」をうたっており、障がいや早期に発見しながら必要な支援を届けようとする姿勢を強く打ち出していることが特徴である。

(v) 市町との協力・協働と要保護児童対策地域協議会への支援

市町の子ども家庭相談担当部署とは日常的な連携協働を図っており、市町からの要請に基づき同行で訪問するなど、市町からの求めに応じた支援を行っている。市町には心理職が配置されておらず、支援における専門性を確保することが難しい。当該センターには常勤心理職が3名おり、それぞれの市町への担当制をとっていることから、市町行政からは期待されている存在と思われた。

要保護児童対策地域協議会（以下、要対協）についてもその調整力と機能向上に向けた支援をすることをセンターの重点事項としている。この地域では震災以前には要対協の進行管理を行う実務者会議が行われてはいなかったとのことだが、震災後に家庭相談員が増員されるなどして、要対協の会議が開かれるようになった。実務者会議開催前には市の事前会議が行われているが、その場に当該センターからの参加を求められ同席していると述べられた。ケースについて一緒に考えてほしいと要望されるとのことであり、当該センターの専門性が地域でも頼られる存在になっていることを感じさせられた。

市町の個別ケース検討会議では情報を共有して終わるのではなく、ケースの見立てや支援の見通しを得られる会議となるよう、当該センターの参加者が助言をしていると話された。市町の職員は異動の間隔が短いことや相談員が非常勤配置であることなどの理由から専門性の担保が難しいという課題が実情としてある。そのため、当該センターがアセスメントやソーシャルワークの視点を提供するという形で市町との協働が日々なされている。

(vi) 一関児童相談所への協力

一関児童相談所で、この地域を担当する児童福祉司は2名とのことであった。当該センターは児童相談所を補完する役割を運営の重点事項としており、要支援・保護ケース等の情報提供・共有、関係機関ネットワーク体制の整備・強化を図ろうとしている。

また、一関児童相談所の巡回相談に当該センターの職員を派遣している。開設当初から行っており、以前は家庭を当該センターにつなげる場を意図していたとのことだった。現在では発達相談や検査の手伝いが多いが、継続相談になりそうな事例で顔合わせをして、当該センターが引き継ぐ形になっているとのことだった。

児童相談所からの指導委託事例は例年少なく0件の年度もあるが、今年度は3件の委託を受けていると説明があった。もともとセンターが関わっていることが多く、そのためにあえて委託を必要としなかったものと思われる。そのこと自体は、センターが早くから情報を把握して動いているということであり、肯定的に評価できると考える。さらに今後は、児童相談所によるきちんとしたアセスメントが行われ、援助方針が明確に提示された上で、それをもとにしてセンターが児童相談所と協働していくことが求められているだろう。

(vii) 地域の啓発活動や関係機関との連絡会

主任児童委員との連携を図るため、気仙地区児童支援連絡会が年4回、当該センターで開催されている。この連絡会は夕方から開催されており、情報交換だけではなく、研修や事例発表が行われている。

また、市民・関係者を対象に子ども虐待防止啓発や里親制度普及のための講演会・研修会を開催しており、これは大洋学園と協働で実施している。さらに障がい児の親の会が当該センターを会場に開催されており、センター職員がその間の託児を手伝っている。

児童福祉以外に、母子保健・教育・障がい者福祉・精神保健・DV支援の分野の関係者連絡会へ出席するなど、年間を通して多くの会議に参加している。その数の多さは目を見張るものがある一方で、かなり多忙であろうことが推測された。

(viii) 東日本大震災後の支援活動

2011年3月11日の東日本大震災は気仙地域に甚大な被害をもたらした。高台にあった大洋学園と当センターは被害を免れたが、震災後は入所児童・職員共に苦難の日々を強いられた。数日は少ない食料を分け合う生活を送っている。

センターの心理職は地区担当制をとっていたこともあり、震災後は担当地域の避難所を回って支援活動を実施している。当初これは自発的な活動として展開されたが、4月からは心のケア活動として正式に保健所から認められて取り組んだ。大洋学園も周辺地域からの避難者や帰宅の出来ない障害者通所施設の利用者のための炊き出しを行っている。

避難者支援は対象を子どもに限定せず、子ども・障がい者・高齢者に対する支援を、法人内の他施設の職員と一体的に展開した。家族の介助等のために身動きの取れない避難者に対してはレスパイト・ケアとして保育や介護のボランティアを行い、その間に家族は家の片付けや様々な手続き、身内の安否確認などのために動くことができた。その他にも、支援者から見て気になる避難者との関係を作りながら、傾聴ボランティアや見守り活動を続けた。1か月程度経つと、各領域の職能団体が入ってきて保育や介護の支援を引き継いだとのことだった。

陸前高田市では保健師8人中6人が震災で亡くなったとのことであり、そのカバーのためにセンター職員も手伝ったと語られた。住民基本台帳や震災前までの要支援者に関する情報などは津波によって流されたため、県外から派遣された複数の心のケアチーム（災害派遣精神医療チーム・DPAT）は基本的な情報をもたずに活動を開始せざるを得なかった。そのような状況の中、センター職員は地元の事情を知るキーパーソンとして位置づけられ、5日間ごとに入れ替わりとなる心のケアチームの引継ぎやケース管理などを下支えするマネジメント役としても活動していたとの話があった。

自らも困難な状況の中で、当センターが持っている機能を活用し、地域で大きな役割を果たされたことに大変に感銘を受けるヒアリングとなった。

現在では、震災後にいったん減少した不登校が再び増加していたり、保護者が様々な思いを仕舞い込んでいる状態を子どもが自然に感じ取り不安定になっている事例が見られるとのことだった。また、もともと課題を持っていた家庭の問題が震災後に顕在化している事例も見られると述べられた。気仙地域では岩手県の「いわてこどもケアセンター気仙ランチ」が週1回開設されており、そこへつな

げる事例もあるとのことであった。

③職員構成

所長（大洋学園長が兼務）の他に常勤職員が5名であり、支援相談員が2名と心理療法士が1名、支援相談員と心理療法士の兼務者が2名の構成となっている。支援相談員の内の1名は元施設長の方であり、もう1名は教員歴のある方である。いずれも勤務年数は長い。

心理療法士の1名は開設当初から在席しており、他の心理療法士については、2010年から増員となり3人体制になったとのことであった。

(3) 児童家庭支援センター大洋の取り組みや相談活動の特徴

①資質向上のための取り組み

当センターの職員は、勤続年数が長く、また専門性が高いという印象を持った。地域からその機能の活用を求められており、信頼を受けていることも感じられた。実施事業が多く、出席している地域の会議は多数に上る。大変忙しいという印象を持ったが、一方でやりがいを持って仕事に臨まれているのではないかと思われた。施設心理職から異動されている方もあり、長く勤務できるのは、施設と一体となった運営がされているからかもしれない。なお、施設の里親支援専門相談員は当該センター内にデスクを置かれていた。

職員の研修は、県主催のもの以外に参加の機会が少なく、県主催の研修も年に1～2回とのことであった。研修のための職員旅費が十分に確保できない実情が述べられた。自主的な研修への参加などにより、自己研鑽への意欲は高いものと思われる。人材の確保には苦労があり、沿岸部での専門職採用のむずかしさが語られた。

②相談者・相談機関に対する支援

前述のように、母子保健の場や保育所・幼稚園等にアウトリーチする活動が充実している。そうした場で、要支援の家庭に直接コンタクトが取れ、相談支援につなげることが可能となっている。また、出張相談では保育所・幼稚園・学童保育クラブなどのコンサルテーションを担っており、その意味でも頼られる存在になっていると考えられる。2市1町の子ども関連機関の中に細やかに、しかも深く入り込んでおられることが印象に残った。この地域で、専門職を擁する機関が少ないことの裏返しかもしれない。

また、市町は支援体制を維持して専門性を担保することに苦慮しており、地域の専門相談機関としての当該センターへの期待が高い。そのために、市町の担当者から相談を受ける存在になっている。これもまた、専門職を置いていることのメリットであると考えられる。当地域の要対協は生成段階にあり、その点でも当該センターのリーダーシップが必要とされていると思われた。

一方で、当該センターには運営協議会が設置されており、地域の関係者による運営への参加を図っている。協議会の委員は、校長会長やPTA会長、2市1町の保健福祉担当課長や児童相談所長、警

察署長、社会福祉協議会長や保護司会長、民生児童委員協議会長、子ども人権委員など、幅広いメンバー構成となっている。こうした地域の代表者と当該センターの運営を協議していることに、地域での存在の大きさを感じざるを得ない。

(4) 児童相談所及び市区町村子ども家庭相談部署と児童家庭支援センターの連携

前述してきたように、児童相談所との関係では、位置的に遠いという立地条件からその補完を意識した運営がなされている。心理職の配置により、地域における専門機能を果たすことで、児童相談所の代替機能を果たしていると言えるだろう。

また、市町との関係では、その専門機能を活用して、母子保健・児童発達支援への参加を図り、相談対応だけではなく関係機関へのコンサルテーション機能も果たしている。市町の専門職体制が整っていないという事情もあって、当該センターの専門機能への期待は高いものがあると感じられた。

こうした基盤は、大洋会という法人が、障がい者福祉をはじめとした地域での幅広い福祉活動を展開してきた上に成り立っているものと思われる。交通の便が決してよくはない沿岸部で、専門職を確保して運営できたのも、そうした法人の支えがあるものと思われる。実際に、予算的には法人からの持ち出しがかなり大きいと述べられた。

(5) 当該児童家庭支援センターが抱える課題と将来のあり方に関する当該センターの考え方

課題として語られたことは、本体施設の地域支援機能とセンターの機能との重なり合いの問題であった。特に、本体施設に配置されているファミリーソーシャルワーカーと里親支援専門相談員の業務がセンターの地域支援業務と重なり合う部分があり、この点での整理が必要であると述べられた。

もう一点は、児童相談所の補完を基本とするのか、フォスタリング機関のような重点的・専門的な機能を担っていくのかの方向性についてを課題として挙げられた。当面は、センターが力量を高めて関係機関をバックアップしていきたいと語られた。

また一方で、虐待対応であったり、子育てに関する啓発なども並行して行っていく必要があるとも述べられた。この点では、国から提示されている市町村の支援拠点と重なる部分があるが、地方では市町村支援拠点の整備はなかなか困難だろうと語られた。さらには、仮に市町村支援拠点の一部事業を児童家庭支援センターが受託した場合、もともとのセンター事業の活動に割ける時間が減ってしまうと、全体の運営費は現在の算定の仕組み上、減ってしまう可能性があることについても触れられた。市町村支援拠点と児童家庭支援センターとの今後の棲み分けのキーワードは専門性であり、センターが一層の専門性の向上を図るために運営費や人的配置が必須であるとのことのご意見であった。

児童家庭支援センターの今後のあり方としては、地域性や社会資源の差によって同一の基準では考えにくく、運営形態のタイプを設定して、それぞれに応じた機能や基準を設けることを提案されており、具体的に3タイプを構想されていた。

おわりに

震災後6年半が経過した大船渡市にヒアリングのために訪問した。一見しただけでは落ち着いているように見える地域の中で、ケアを必要とする親子が今も多く存在することを、インタビューからは感じとることができた。震災直後の必要に迫られる中で、活発な活動を展開されたセンターは、今も地域に根差した活動を幅広く展開されていることに強い感銘を受けた訪問であった。

センターが有する専門性を活かし、地域に頼られる存在として、地道な取り組みを継続しておられる姿勢には敬服を覚える。地域の関係機関との強いつながりも感じ取ることができた。

今後の児童家庭支援センターのあり方についても、具体的な構想を持ちながら提言にまとめておられた。お話の中では家族を包括的に支援する必要性にも触れられ、地域の包括支援への展望が語られた。人口規模が小さく、また高齢化も進んでいる地域では、地域包括支援の中に子どもの支援を位置づけていくことも現実的な選択肢であると思われる。

今後も専門機能を発揮した取り組みを続けて行かれるであろう児童家庭支援センター大洋に注目し、地方におけるモデルの一つとして学んでいきたいと思う。最後に、お忙しい中をヒアリングに応じてくださったセンターの方々に感謝の気持ちをお伝えしたい。

(文責 川松 亮)

3. 愛泉こども家庭センター ヒアリング報告

はじめに

本センターは、「児童虐待の防止等に関する法律（2000年）」ができる以前、児童虐待に関する通報先がどこになるのかという点で物凄い混乱が起きていた。さらにネットワークがない状況で、愛泉こども家庭センター（以下、愛泉）は「地域子育て支援協議会」といういわゆるネットワーク会議を開催していた。その協議会は、後に市町村で「虐待防止ネットワーク会議」を開催することになって、主催を加須市に引き渡したというかたちになった。加須市は要保護児童対策地域協議会（以下、要対協）とは言わず、現在でも「虐待防止ネットワーク会議」という名称を使い続けている。開設当初は相談に携わるにあたって「家庭児童相談室」に行き、愛泉との棲み分けをどうしたら良いのか考えた。しかし、それぞれの特色があり、積み重ねができていった。今は実務者会議の中で役割分担もできているセンターである。

つまり、児童家庭支援センター（以下、センター）の草分け（全国で3番目に開設）でもあり、独自の地域ネットワークを早々に立ち上げたセンターとして取材することにした。インタビューには、福祉心理士の相談員が応じてくださった。

(1) 管轄地域の子育て環境の概況

①管轄の市区町村名

加須市、久喜市、鴻巣市

②人口

加須市 人口：113,735人、18歳未満人口 7,995人
世帯数：46,088世帯

(2017年10月現在、加須市HPより)

③地域の特性

埼玉県北部にあり、東京通勤圏。市内には工業団地があり、農業も盛んである。宿場町として発展し、織物産業が発達した歴史がある。2010年に1市3町が合併した。

生活保護率は1.03%（2017.8）外国籍児童（小・中学生）63名（2017.9）

④地域の社会資源

- ・保育所 21施設。認定子ども園 2施設。待機児童数 0
- ・児童養護施設 2施設 ・乳児院 1施設

(2) 児童家庭支援センターの概要

①沿革・取組の経緯

愛泉は、事業開始から19年が経過している。相談員と心理士が常勤しており、利用者のニーズに対応してきた。その背景には母体である社会福祉法人が「キリスト教精神」によるところが大きく影響している。本体施設は児童養護施設であり、同一敷地内に乳児院、保育所、学童クラブ、子育て支援センターを併設している。さらに高齢者事業（養護老人ホーム、特別養護老人ホーム）も展開しており、創立72周年という歴史から地域の「福祉拠点」として支えられて来た。

さらに、要対協においては、要保護家庭のみだけでなく、複雑多岐にわたる要支援家庭の把握と支援内容及び今後の対策について、市内のサービスや支援メニューの活用に当たり、関係機関との調整を行っている。特に虐待の早期予防・発見・介入を積極的に行って行くにあたり、マルチリートメントの視点に立つために、更なる地域包括支援ネットワークを模索している。

②職員構成

センター長1名（福祉施設士¹、心理士）、相談員は、3名で、内訳は（福祉心理士²、児童指導員、臨床心理士）。心理職としては1名（臨床心理士）である。

③取組の特色

（i）「支援拒否家庭への関わり」

支援ができない家庭に関して、要対協の支援担当者に関わり方のアドバイスをしたり、ケースの情報を伝えたり、アセスメントの内容などを共有している。例えば、12～13歳の時に関わったケースで、その時は、関係が十分に作れず、加須市の介入もできなかったが、その子が18歳になって進路について改めて相談があったりするケースの場合、その情報は要対協の支援担当者に伝えることになる。支援を拒否する家庭への介入は加須市の担当課よりも愛泉の方が介入しやすい状況がある。

但し、その際、一つの機関だけで抱えないということも大事である。ケースの情報を、きちんと次の機関や担当者につなげておくことは大切である。

（ii）「精神疾患を持つ親への関わり」

要対協に子どもだけでなく、母親のケースとして上がっている場合もある。子どもの「不登校問題」も見方を変えれば「母親の関わりの問題」とも考えられる。そういう提案をすると関係者の意識も変わっていく。子どもだけを責めることでは変わらないということを伝えている。精神疾患を持つ親にどのような支援が適切なのかをアドバイスしている。

（iii）「発達障害への支援」

近年、「発達障害」ということが、独り歩きしている傾向もあるが、愛泉では診断するところではないというスタンスと、敢えて「発達障害」という診断に関わることは触れないようにしている。その代わりに、愛泉はどんなことができるか一緒に考えていきましょうという提案をしている。障害児

1 福祉施設士とは、全国社会福祉協議会が実施する所定の講座を修了した者に付与する民間資格。

2 福祉心理士とは、施設独自の役職である。

支援のために「ステップ・バイ・ステップ」という親子教室を定期的開催し、障害を受容できるような支援を継続している。

④資質向上のための取組

愛泉は、「児童家庭支援センターの運営要綱」に沿って仕事をするを基本方針としている。捉え方が違って、そこに立ち返ることが大切という方針である。新たなということよりも、今やっていることを如何に掘り下げられるかが大事であり、関係機関にもそれを周知徹底することで、センターに対して「何でもやってくれるところ」という認識がなくなった。逆に「児童家庭支援センターの運営要綱」を忠実にやることで関係機関からの信頼も確かなものとなっていく。

⑤相談者・相談機関に対する支援

介入と支援のシステムをしっかり構築すること、また相談機関は「そもそも子育てとはこういうものだ」ということが言えることを中心にして支援内容を組み立てているのが特徴である。地域の関係機関が「子どもの発達」、「親のメンタルヘルス」、「虐待の判断」を愛泉が見てくれるという認識ができてから、ショートステイの依頼が増えた。

(4) 児童相談所及び市町村子ども家庭相談部署と児童家庭支援センターの連携（三者の連携）の状況や役割分担

保健センター及び加須市の担当課との連携が中心である。市は虐待予防に関わるので、加須市であれば「子ども政策課」が担当となる。また乳幼児の定期健診などで関わりがあるのが保健センターである。さらに発達の部分で気になるケースに関しては関わり方に関する助言を愛泉がしている。

要対協との関係において、担当者が代わるので、一番長く関わっているのは「愛泉の職員」になる。必然的に以前も関わりがあったケースで、「以前、こんなことがあったから、今回もこういうことがあるかも」というアドバイスができる。そういう意味では、引継ぎをきちんとするか記録を読んでもらうことはお願いしている。

児童相談所（以下、児相）との関係については、「要保護児童」に関するケースの情報交換が必要に応じて行われている。管轄は熊谷児童相談所である。「指導委託」に関するケースは、現在3件と数は少ないが、乳児院の退所児童や里親委託になったケースについて委託を受けている。特に里親の指導委託は、具体的な里親支援を行うことが可能となっている。必要に応じてレスパイトケアを行うこともあり、里親自身の養育に関する悩みや相談に応じている。愛泉では、里親委託になる子どもの指導委託を行うことが定着している。

加須市の要対協のケースも保健師だけでは難しい面もあり、愛泉の役割を認識して頂いている。

(5) 愛泉こども家庭センターの課題と将来のあり方

愛泉は、19年の相談実績があり地域に根付いているという点では強みがあると思われる。しかし、今後のセンターとしてのあり方や課題については試行錯誤で模索しているところもある。以下にその

内容をまとめる。

①心理相談員のあり方について

要対協に心理相談員が参加しており、ケースの情報交換やアセスメントが行われ意見を求められる。心理という立場から、すぐに結果が出なくとも、「こんな風に考えられるかも」とか、「こんなことが起きるかも」と発想や見立てを関係機関にもう少し系統立てて提案できるようになることが課題として挙げられている。そのことが、将来、子どもが心理的に見捨てられないことに繋がると考えられている。運営要綱にもある「専門的助言とは、何か」を突き詰めていく必要があると同時に、それはセンターとしての課題でもあると感じている。

②里親支援のあり方について

里親支援に関して、児童養護施設にも乳児院にも里親支援専門相談員がいるので、棲み分けとして愛泉は、「指導委託」を受け里親さんの不適切養育に関しての支援を、機関連携をしながら今後も取り組んでいきたい。特段、センターとしてという訳ではではないが、NPOの活動とも連携しながら一緒にやっていきたい。

③指導委託のあり方について

国の方針が新たに示されたが、「今後、児童相談所が市町村に『指導委託』できることになる。それはどうなのか」という質問があった。やはり、今までセンターが受けて来た「指導委託」と同じように考えていくなれば、市町村とも協力して「指導委託」に対応していかなければならない。市に「指導委託」行われたとしてもそこにセンターがアドバイスすれば、相談支援の件数として増えるのではないかと考える。児童相談所も今までと同じように、これはセンターに、これは市の方をお願いしたらどうかというコーディネートできるようにして欲しい。その積み重ねが、センターの人員増にも繋がっていくと思うところもある。

④加須市との連携について

今後、加須市は「子育て世代包括支援センター」設置を考えているので、何とかそこに愛泉が食い込めないかと思っている。乳児院が併設されているので母子福祉にも力を入れていきたい。今までは、事業の委託も社会福祉法人にという方向があまり考えられてこなかったが、今後は、センター自体にという方向が必要だと思う。

流動人口が多くなる中で、転入の情報が見つみにくい。どういう家族なのか、どのように子育てして来たかという情報が後からになってしまう。元々、加須で暮らしていた場合は掴みやすい。今後、転出に関しても、どの情報をどこに伝えたら良いのかということも考えなければいけない時代になってきたと思う。ともかく、要対協が強化されなければ児童虐待自体は減らないだろうといった内容の話がされた。

おわりに

歴史のある施設として地域の子育て支援に取り組んできたと感じられた。一方で「学園の理念」を明確に打ち出していくことで地域の信頼を確実に受け止めながら、新たな支援にも積極的に挑戦しているセンターであると感じた。

(文責 小木曾 宏)



センター建物



プレイルームと親子訓練室



心理療法室

4. らんざん児童家庭支援センター

はじめに

2008年の児童福祉法改正で児童福祉施設への付置要件は廃止されたが、現在、児童家庭支援センターは、児童養護施設に最も多く付置されている。

全国で5か所しかない児童心理治療施設に付置されたセンターの一つ「らんざん児童家庭支援センター」(以下、当センター)を訪問した。ヒアリングにはセンター長と常勤相談員が応じてくださった。

(1) 管轄地域の子育て環境の概況

当センターが管轄する市町村の子育て環境の概要については、以下のとおりである。

①管轄の市町村名 (1市5町1村)

嵐山町、小川町、滑川町、東松山市、ときがわ町、鳩山町、東秩父村

②人口

管轄市町村の人口：185,400人

児童人口：29,000人

世帯数：78,600人

(2017年9月現在、市町村HPによる)

③地域の特性

人口が1万～3万程度の小さな町が多い。ユネスコ定形文化遺産の細川紙のような伝統や嵐山溪谷、武蔵野丘陵森林公園のような自然が特徴である。全体的には人口減少が続いているが、滑川町は人口が急激に増加している。

④地域の社会資源

嵐山町では町立の保育所がないこともあり待機児童もいる。学童保育の利用も増えているが、整備は十分ではない。また、比企郡には保健師以外の専門職がほとんどいない。さらに管轄地域は、学齢期の支援体制が整っておらず、当センターには学齢児の相談が持ち込まれる割合が高い。自治体や教育機関の意識は高く、連携は取りやすい。

(2) らんざん児童家庭支援センターの概要

①沿革・取組の経緯

社会福祉法人慈徳院により2007年12月に情緒障害児短期治療施設(現、児童心理治療施設)「こどもの心のケアハウス嵐山学園」(以下、当施設)が開設された。

翌2008年4月、同法人により「嵐山学園児童家庭支援センター」を開設した。当施設には心理士や医師が常駐しており、当センターにおいて、そういった専門職と相談もできることを地域に向けて発信した。

2017年4月、入所施設と区別するため「らんごん児童家庭支援センター」へと名称変更を行った。

②職員構成

スタッフはセンター長1名、相談員2名、心理職1名の計4名である。職の前歴などを伺った。

センター長は、元、都の福祉専門職。現職の前は児童養護施設に計4年、その前は児童自立支援施設に30年近く勤務し、児童相談所の経験もあるベテランである。

相談員2名のうち、今回、インタビューに応じてくださった相談員は、常勤の相談員で臨床心理士である。児童相談所の非常勤心理職を数年経験の後、嵐山学園立ち上げ時より当施設の職員となり、約5年、当施設の心理士として勤務後、当センターに異動した。現在、保健センターからの心理士の派遣要請に応じたり、乳幼児の親の相談、その他、就学支援、教育支援として地域でスーパーバイザーを行う当センターの要として活動している。

他の2名の職員は非常勤で、一人は施設心理士の経験者、もう一名は心理系の大学院生である。

③取組の特色

児童心理治療施設への付置であることから学齢児の相談が多いのが最大の特徴である。2016年度の当研究のアンケート調査によれば、年齢別の相談件数のうち、全センターの未就学児の相談が占める割合は平均43%（総相談件数24,063件中、10,418件）であるのに対して、当センターは22%（262件中、58件）と極端に少なく、必然的に学齢児の割合が高くなっている。

また、通いやすいところに立地していないこともあり、待ち受けの相談より学校に訪問することが多いのも特徴である。主たる相談エリアである嵐山町、小川町、滑川町についてはほぼ全ての学校（小中18校）へ訪問している。電話で依頼があり、教員のコンサルテーションという形で相談に応じたり、保護者からの個別相談は、市町村や学校からの紹介という形が多い。

児童心理治療施設への付置にかかわって言えば、プレイルームや「趣味の部屋」などは充実しており、そういった資源を活用できるのも強みである。

（3）児童家庭支援センターの取組や相談活動の特徴

①資質向上のための取組（センター職員のモチベーションのアップや資質向上にかかわる取組）

（i）研修会への積極的な参加

当センターとして、計画的に行っている研修はないが、勤務日に非常勤でも、例えば旅費の必要な関東圏内の研修や協議会を通じての管外研修は可能な限り参加させている。

（ii）困難ケースの協議

月に1回、前月の取り組みの報告を行い、困難ケースのカンファレンスを行っている。

元、都の専門職である当センター長のスーパーバイズを受けている。

②相談者・相談機関に対する支援

(i) 専門職の資源が少ない地域

保健センターへ心理士の派遣、乳幼児の親の相談、その他、就学支援、教育支援として町のスーパーバイザーとしてかかわっている。そのため、乳幼児から中学生ぐらいまでの幅広い情報が入ってくる。

(ii) 広報活動

年度当初の挨拶を兼ねた訪問の際、当センターのパンフやチラシを市町村、学校に配布している。地域の中学校の相談室、放課後児童クラブ等に貼ってもらっている。

「こどもの心のケアハウス嵐山学園 らんざん児童家庭支援センター」というのが一応届け出上の名前だが、通称「らんざん児童家庭支援センター」とし、分かりやすく地域に発信していこうという努力を行っている。

(iii) ソーシャルワークに重きを置きながら心理職を起用

センターの業務は保護者面接、他機関との調整というものが基本となる。外部とのやりとりが多くなってくると、経験者ではないと難しいケースもあり、いきなり新人を充てるわけにもいかない。また、人材育成に時間がかかってしまう。即戦力として子どものプレイセラピーや評価ができる方が地域の役に立てるということで心理を起用している。

当施設は当然のことながら心理ニーズが高く、当施設から異動してきた現センタースタッフも心理職である。相談員曰く、センターの相談としては例え心理職であっても、ソーシャルワークと心理面接の両方のスキルが求められ、心理士、相談員という職種を越えてかかわっているとのこと。つまり、相談員でも子どもの検査・評価を行ったり、心理士が親と面接を行うことも日常的である。背景には、人手不足もある。

(iv) 365日24時間

休日、夜間の場合、相談を受けている保護者からの緊急連絡を、まず当施設、当直職員が受け、当センター相談員につないでもらっている。相談員が直接的に受けるシステムとはなっていないが、緊急の場合は当施設職員に協力してもらえるのが強みである。

(4) 児童相談所及び市区町村子ども家庭相談部署と児童家庭支援センターの連携（三者の連携）の状況や役割分担

①市町村を介した児童相談所とのつながり

当センターは、市町村との連絡調整を行い、児童相談所と直接的にやり取りすることはほとんどない。児童心理治療施設である当施設は10名の通所枠を持っており、通所事業やアフターケアを行っているため、当センターがアフターケアとして指導委託を担うこともない。市町村との連携を重視しており、常に連絡を取りあっている。当センターと市町村職員の合同による面接や家庭訪問も行って

いる。

②充実した学校との連携

当センタースタッフは児童心理治療施設出身の心理職ということもあり、援助方針を立てる際、親だけではなくて子どもの評価を丁寧に行うことが特色でもある。

子どもは直接あるいは直接でなくとも学校で様子を見させてもらって、心理的な子どものアセスメントの実施を重視している。学校での不適応や低学力などで困っている場合、心理検査、発達検査の依頼という形で、相談を受けており、年々増加傾向にある。2017年度中、既に30件強のWISC検査を施行した。かかわりや来所が難しい家庭の場合でも学校に間に入ってもらい、当センターのことを伝えてもらった後、訪問して面接を行っている。

③里親支援

当センター主催ではないが、里親の自主グループ活動を支援している。月に1回（第4金曜日の午前10時から午後2時）近隣の里親が集まって、情報交換を行うに際して、会場や同伴委託児童の遊び場を提供するなどの後方支援をしている。未委託、里親会未加入の者でも参加できることになっている。

(5) 児童家庭支援センターの役割と機能における課題と将来のあり方

課題①母子保健分野との協働

付置する施設が児童心理治療施設であるゆえ、かかわりが学齢児中心となっている。保健センター業務への心理士派遣のような一定のかかわりはあるが、相談件数は多くないため今後、母子保健との連携を深めていきたい。

課題②児童相談所との連携が希薄

児童相談所からの指導委託については、ここ数年はない。センターとして児童相談所へPRしていくことを充実させたい。今はまだ、地区担当が当センターをあまり認識してない状況である。市町村から依頼があればその都度かかわっているが、指導委託という形で受けられるように調整できれば今後、増やしていける余地はある。

課題③児童心理治療施設付置の特性

児童心理治療施設には里親支援専門相談員の配置がないことも影響して、里親支援を当センターが単独でやらざるを得ない。児童養護施設の方が、地域とのやりとりとか、里親支援専門相談員の活用とかバリエーションがあるのかも知れない。当施設は、ショートステイの受け入れは行っていないので、当センターがショートステイの窓口になることもない。

また、2017年4月に名称変更を行った理由は、名称に「学園」が入っていると相談者が入所施設を

イメージし、ここに来たら誤解されるという思いも配慮してとのことだった。「らんざん児童家庭支援センター」は、当施設とは違う「地域の相談の場」を強調した。

児童心理治療施設への付置は上記のようなデメリットが存在することも考えなくてはならない。

課題④専門職の確保・定着が難しい

飛び抜けて高い給与ではなくとも、仕事にふさわしい保障は必要である。現状では給与のアップを実現できず、優秀な人材をなかなか採用できない状況がある。また、現状では、非常勤枠しかないため、募集しても敬遠されたり、定着が難しい。地域に密着した児童家庭支援センターの仕事をやりたいという人がいないわけではない。しかし、そういう人を受け止め切れない財政基盤の脆弱性を感じている。

また、水曜日は常勤相談員1人のみの勤務のため、面接に入れば、当施設の事務員に相談電話を受けてもらって伝言を聞き、掛け直す対応を余儀なくされるなど、スタッフは極端に足りていない。最低でも常勤は3名、できれば5名ほしいところである。

管内の1町から次年度のアドバイザー業務委託の可否について、内々で打診されているが、はっきりと返事ができない状況である。そこに入り込める余裕があると当センターの今後の存在意義はさらに広がると考えているとのこと。

課題⑤児童家庭支援センター専用の相談スペースがないこと

当センターは当施設とハード面はすべて兼用となっている。当センターとして、独立した事務室もない。当施設の職員室と同じフロアにデスクが並べられ、相談電話もそこで受けている。様々なタイプの面接室が複数あるが、これも共用のため、予約表で空いている部屋を使用することになる。当センターの事務所や面接室につながる広くて開放的な玄関も、相談者にとってのハードルを高めてしまう要因の一つのようだ。なぜなら、人間関係が取りにくい子どもは、施設の職員などに「こんにちは」と言われても、それだけで緊張してしまうからだ。また、当センター来談者の相談中に、当施設入所児童が、隣の相談室内で大声を出したり、ドアを蹴ったりする場面に遭遇することもあるという。

相談員としては、センターは、できれば当施設敷地内で別棟か、もしくは当施設と少し離れていた方が運営上、良いと思うとのことであった。

おわりに

児童心理治療施設に付置のメリットが見えにくい取材であった。県外を含め、様々な地域から入所を求められる児童心理治療施設は地域と緊密な関係があるわけではない。だからこそ、当センターがリーダーシップを発揮しなければならないと当センター長は語った。

ヒアリング前は、医師の助言や心理職の層の厚さ、高年齢児童への対応の強さ等、児童心理治療施設に付置することは数多くのストレンクスが存在すると想像した。しかし、現実はどうかとなると、埼玉県以外からも措置、施設内の学校への通学、開設から10年で、まだ地域に十分根差しているわけではない専門的治療施設との協働を模索している姿が目映った。

児童養護施設の方が、地域とのやりとりや、里親支援専門相談員の活用などバリエーションがあるのかも知れないと戸惑いを感じながらも、センタースタッフが、保健センターや教育機関にアドバイザーとして市町村に対する後方支援を丁寧に行っている姿勢が伝わってきた。里親支援や、その他の業務委託などたくさんの方がやれる可能性があるのだが、人材不足でできていないというジレンマを抱えながら、日々奮闘しているスタッフに対して敬意を表したい。インタビューの最後に当センター長が「正規の職員を5人ぐらいそろえたい」と語った一言が大変、印象に残った。多忙な業務の中、インタビューに応じていただき、大変感謝する。

(文責 川並 利治)

5. 児童家庭支援センターふたば

はじめに

共同研究者の所属施設の一つである「児童家庭支援センターふたば」へのヒアリングは、2017年10月24日に実施した。インタビューには施設長と相談員の方1名が応じてくださった。聴き取りは川松が行った。なお、本児童家庭支援センター長は2015年度から全国児童家庭支援センター協議会の会長を務めており、「児童家庭支援センターふたば」が全国協議会の事務局を担っている。

以下の記述に当たっては、インタビュー内容の他に、事前アンケートの「施設基本情報」、及びヒアリング時に提供された「2016年度児童家庭支援センターふたば報告書」を参考にした。

(1) 管轄地域の子育て環境の概況

千葉県内には10か所の児童家庭支援センターが設置されている。10か所の児童家庭支援センターの横のつながりが強く、連携し合って広報啓発を実施している。中でも千葉市内では3か所の児童家庭支援センターがあり、それぞれに管轄地域を持って活動を展開している。

その一つである「児童家庭支援センターふたば」は児童養護施設房総双葉学園に併設されており、JR千葉駅からはモノレールで3駅、すぐ近くに千葉県中央児童相談所や千葉少年鑑別所があるという立地条件にある。



房総双葉学園本館（房総双葉学園ホームページから）
この2階部分に児童家庭支援センターの相談室と、
ショートステイの部屋がある。

①管轄の市区町村名

千葉市

②人口（管轄地域の児童人口と世帯数）

人口： 974,759 人

世帯数： 428,559 世帯（以上、2017年10月現在）

外国人人口： 23,559 人（2017年8月現在）

児童人口： 150,203 人（2017年3月31日現在）（以上、千葉市 HP より）

③地域の特性

管轄地域である千葉市は2002年に政令指定都市となった。落花生・人参栽培や酪農が盛んな一方、大手企業の本社ビルが連なっている地区もあり、農業と企業とが混在している都市である。東京都心へのアクセスが良いため、共働きの子育て世代が多い。また近年は、中国・フィリピン等からの移住者が多く、外国籍の住民が多い地域もある。

④地域の社会資源（事前アンケート「施設基本情報」から）

2014～2015年は保育園待機児童が0人となっていたが、2016年に11人の待機児童が出ていることから緊急対策を練り、2019年4月までに待機児童解消に向けて保育園の増設等の政策が行われている。合わせて放課後学童保育についても、小学6年生までの受け入れができるように、低学年ルームの増設、高学年の受け入れの拡張が、同じく2019年4月までに1220人分の受け入れ先を拡大する計画となっている。

（2）児童家庭支援センターふたばの概要

①沿革・方針・取り組みの経緯

房総双葉学園は里親会が中心となって、自立のための職業訓練や生活訓練の場として1952年に計画された。財団法人としてスタートしたのち、1957年に養護施設として認可された。1973年に社会福祉法人となっている。2007年に小規模化のための施設建て替えが行われたが、その際に千葉市から児童家庭支援センター設置の要望が出された。その結果、虐待予防や地域子育て相談の拠点として開設に至った。

千葉市内では2か所目の児童家庭支援センターとなり、同時にもう1か所にも開設されて3か所体制となった。千葉市内6区の要保護児童対策地域協議会（以下、要対協）を3か所の児童家庭支援センターで地域割りして、それぞれが2区ずつに加盟している。「児童家庭支援センターふたば」は中央区と稲毛区の要対協への加盟となっている。

子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）は開設当初から市の要請により、本体施設で実施している。

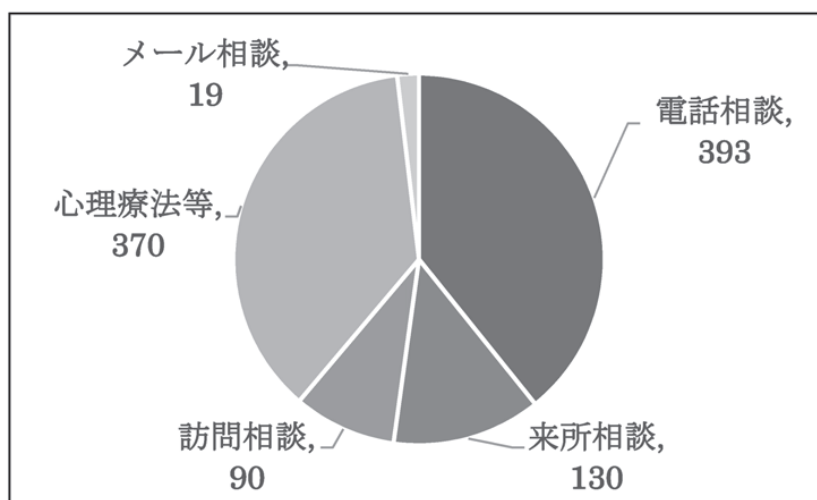
「児童家庭支援センターふたば」の基本方針は、本園の理念である開かれた施設の具体的相談活動の拠点として、児童養護施設の専門性を子ども家庭福祉相談活動に活かすことを目的としている。特に力を入れているのは、保育園や子育てリラックス館（未就学児童の交流スペースで市内に何か所がある）とのつながりを持ち、発達に心配のある子どもに対して、心理士が母子とのかかわりを持ちながら、子どもの発達を見立てることであり、その点では区からの信頼を得て一目置かれているとのことであった。

②職員構成

センター長1名、相談員（児童福祉司・保育士資格保有）1名、心理職（認定心理士・保育士資格保有）1名、そして非常勤相談員2名（社会福祉士・保育士資格保有者と社会福祉主事・保育士資格保有者）の5名体制となっている。

③取り組みの特色

(i) 2016年度の相談述べ件数は1002件。相談実人数は402人であった。幼稚園や小中学校にチラシを配布した効果として、チラシを見て電話したという新規相談が増えた。相談形態の内訳は図表Ⅲ-5-1のとおりである。相談種別は養護相談が延べ369件で最も多く、次が保健相談で述べ346件であった。相談経路は家族親戚が半分を占め、述べ520件であった。



図表Ⅲ-5-1. 相談の方法 内訳

(ii) 心理職が保育園巡回を実施しており、現在は4か所の保育園を定期的に訪問している。心配な子どもに関する相談をきっかけに始まっており、研修的な意味合いもあり、職員に対して園での対応法などを助言している。子育てリラックス館には2016年度に計12回の派遣を実施しており、保護者やスタッフから相談を受けている。また、保健師から乳幼児健康診査で気になったケースの相談がある。

(iii) 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）から相談につながるケースがある。相談とケアをセットで行っている。2016年度の利用実績は、ショートステイが114件、述べ220日、トワイライトステイが31件、述べ56日であった。育児疲れでの利用が多いとのことだった。ショートステイのための人員は配置されていないため、その受け入れは児童家庭支援センタースタッフと登録スタッフとで行っている。

(iv) 心理職による定期母子通所は10ケースくらい対応している。これらは保育園からの紹介や乳幼児健康診査からつながった事例が多い。心理検査は実施していない。発達が気になる子どもの行動を観察して、その見立てを保護者にフィードバックしている。

(v) 家庭訪問による支援は月に3回程度実施している。児童相談所からの指導委託ケースが多い。なお、2016年度の児童相談所からの指導委託ケース数は4件であった。その内の3件は施設からの家庭復帰ケースであった。

(vi) 「FUTABA NOTE」という通信を作成して、学校等に配布している。内容はクイズやレシピも載せて読みやすくなっている。活動についても紹介し、「あなたの となりの やさしい なかま」とキャッチフレーズが記載されていた。

(3) 当該児童家庭支援センターの取組や相談活動の特徴

①資質向上のための取り組み

職員の専門性担保のためには、研修参加を主として実施している。自主的参加の場合も公費補助することもある。研修としては、全国協議会主催のものがあり、また千葉県内10児童家庭支援センターで研修部を設置しており、年2～3回の研修を実施している。

②相談者・相談機関に対する支援

前述のように、相談者への直接支援とともに、保育園巡回などによるコンサルタント的な機能も果たしている。

機関連携に関しては、ショートステイの実施に絡んで、市の本課、区の担当者、児童養護施設等の担当者による連絡会議が年1回程度開催されている。また児童相談所との連携に関しては、年2回程度の連絡会議を行っている。この場では、指導委託の進め方や指導委託に該当するケースについてなどが話されている。指導委託に関しては、3か月に1回報告をする。報告書式が作成されているとのこと。

学校との間では事例に関する連絡のやり取りがある。児童相談所の対応状況について橋渡しの連絡することがあるとのことだった。個別ケースのカンファレンスをすることもある。

非行事例で、学校や児童相談所と連絡を取り合って支援した事例があった。一時保護解除の場面に

も同席して、児童家庭支援センターとして関わることを伝えたとのことだった。その事例では、家庭訪問も実施したと話された。

(4) 児童相談所及び市区町村子ども家庭相談部署との連携状況

ヒアリングの中では、非行の事例で学校と連携しながら支援を実施した経過が話された。学校とのつながりは施設長との人的つながりがもともとあったようで、児童相談所や区とのほざまで、支援のネットワークをまさにこじあけるようにして関わってこられた経緯が話された。

お話の中で感じられたのは、千葉市が政令市のために、児童相談所が主体となって地域のネットワーク構築が行われている反面、児童相談所から地域の機関への情報伝達が乏しく、十分な連携関係構築につながっていないという傾向がありそうなことである。また、区の相談体制が未成熟で、非常勤職員主体であり、相談日も限定されている状況のため、区に十分な情報がないことも課題であるようだ。こうした行政の体制上の不十分さが背景にあり、その中で児童家庭支援センターが狭間を埋めるようにして取り組みを広げてきたことが感じられた。

児童相談所とは指導委託で、区との間にはショートステイ等のサービス提供を通じてつながりはあるものの、三者の関係性がシステムとして構築されてはおらず、その中で児童家庭支援センターとしての位置取りを、個々の事例に応じて工夫して対応している状況にあると思われた。

おそらく全国的に多くの児童家庭支援センターが同様の悩みを抱えていることだろう。事例を積み上げていく中で、三者関係のシステムを整理していくことが求められていると考える。

(5) 児童家庭支援センターふたばの課題と将来のあり方に関する考え方

児童家庭支援センター全体の課題として挙げられたのは、相談件数を上げることと、相談の質を向上させることとの矛盾についてであった。新たな国の方針では、件数に応じた運営費用補助がなされるが、時間をかけて丁寧な支援をしようとするとも必ずしも件数は多くはならない。件数には支援の密度が反映されないことが問題であるとの指摘であった。丁寧な支援をしようすると、かならずしも補助額の増加につなげられない点に構造的な課題を見出していた。

また、児童家庭支援センターが地域における認知度の点でまだ低いことも課題とされた。今後は、センター側からの発信を地域機関に対して積極的に行っていくことが必要と思うと語られた。都道府県や市区町村に対する理解を広げることも課題であるとのことだった。

「ふたば」の課題としては、本体施設職員によるセンターへの理解、認知度を高めることが必要と述べられた。「内なる壁」のようなものが存在し、なかなか一緒の取り組みができなかったり、ショートステイに対する理解が低かったりすることだった。児童家庭支援センターの専門性を本体施設職員により正確に伝え、取り組みを見せることが必要と考えたと話された。

将来のあり方に関しては、児童家庭支援センターが施設入所措置を判断する程度まで機能を高めてもよいのではないかと述べられた。そのためにセンターの適正配置も必要とお考えだった。

さらには地域に出かけて行くことや、人材の点では児童相談所との相互交流ができてよいのではないかと述べられた。以上を実現するためには、人材育成の高度化が求められることになるだろう。

今後は子ども食堂や地域交流スペースを活用した取り組みによって、地域のニーズを拾いあげることが必要と思うとも語られた。児童家庭支援センターが地域をリードする役割を果たすうえでも、重要な指摘であると思われた。

おわりに

房総双葉学園の「児童家庭支援センターふたば」は10年の歴史があり、心理職による保育園巡回など、地域の機関の期待に応える活動を展開していた。また、施設の里親支援専門相談員と連動した里親支援事業にも参加していた。政令市という環境の中で、区の体制が十分整っていないための苦労があると感じられたが、地道な地域活動の展開を意識しながら取り組まれていた。施設内での児童家庭支援センターの位置づけを高めることに課題を抱えながら、全国協議会の会長施設としてこれからのあり方を展望されようと努力されている姿に、大いに刺激を受けるヒアリングとなった。お忙しい中、インタビューに応じてくださったことに感謝して、本稿を閉じたい。

(文責 川松 亮)

6. 子山こども家庭支援センター

はじめに

千葉県には10か所の児童家庭支援センターが存在し、それぞれ独自の取り組みを行っている。その中の一つで、センターが所在する市の児童家庭相談部署との間で協働体制が構築されてきたと話す子山こども家庭支援センター（以下、当センター）のセンター長を訪ねた。児童家庭支援センターに求められるのは、要保護あるいは要支援児童対応なので、そういう家庭とつながるには、市町の要保護児童対策地域協議会（以下、要対協）の中においてケースを繋いでもらうということが重要になり、そのためには、日頃の連絡調整に力点を置いているということである。具体的な取組内容を聴取した。

(1) 管轄地域の子育て環境の概況

当センターが管轄する市町村の子育て環境の概要については、以下のとおりである。

①管轄の市町村名（2市2町）

いすみ市、勝浦市、御宿町、大多喜町

②人口（上記の順）

管轄市町の人口：37,499人、18,312人、7,136人、9,461人

児童人口：4,532人、1,747人、670人、1,064人

世帯数：14,843、8,588、3,050、3,380（2017年7月現在、千葉市のホームページより）

③地域の特性

人口流出傾向にあり、高齢化率が高い。産業は、農業、漁業等、第一次産業が主体である。祭りなどの昔ながらの文化が残り、地域のつながりも残っている。

④地域の社会資源

保育所は公立が主で、子育て支援に力を入れている。

近隣市で家児相があるのはいすみ市と茂原市のみ。町は保健師が担当している場合が多い。また、要対協の稼働状況は市町によってばらつきが大きい。

(2) 児童家庭支援センターの概要

①沿革・取組の経緯

当センターは2005年に設立された。

当センターを運営する社会福祉法人チルドレン・パラダイスは、キリスト教の愛の精神に基づき、多様な福祉サービスが総合的に提供されるよう、種々の社会福祉事業を展開してきた。

1949年4月に、当法人は早々に小舎制を取り入れて小規模グループケアをポリシーに児童養護施設「子山ホーム」を設置、翌1950年4月には「聖愛乳児院」を開設した。さらに、1973年4月には「子

山保育所」を設置し、「子山」という名前は知られるようになった。

そして、2005年3月に子山こども家庭支援センターを設置し、より地域に密着した相談支援活動を目指した。



敷地内には山羊が飼育されている。

当センターの外観

②職員構成

スタッフはセンター長、相談員、心理職の3名である。

センター長は外部の児童養護施設の児童指導員を経験し、2008年から当センターにやってきた社会福祉士、精神保健福祉士、心理士の資格を持つ社会福祉のエキスパートである。また、相談員として同法人「子山ホーム」から異動してきた産業カウンセラー資格者、心理職として認定心理士の資格者の3名が配置されている。

この地域において人材は、豊富にあるわけではなく、また、財政事情から当センターの待遇面も限界があるため、最大の課題は専門職の確保だそうだ。

③取組の特色

最大の特色は市町村との連携である。現在、4つの市町の要対協に加盟している。しかも、外房地域には当センター以外児童家庭支援センターがないため、かなり広域にわたって連携を図っている。交通の便が悪く、アウトリーチが、この郡部での活動の特徴かと思われる。センターの場合、児童相談所のように管轄区域というものは決まっているものではない。したがって、要対協に加盟していない市町村についても連携しており、さらに県内に7か所ある児童相談所の管轄エリアを越えて対応する場合もある。例えば指導委託や援助依頼で連携を求められて、北は成田市付近まで出向くこともある。

当センターがかかわる市町村で相談件数が多いのは、いすみ市（49件）、勝浦市（30件）、茂原市（23件）である。その他、数は少ないものの長生村、一宮町などからも相談があり、児相管轄17市町村のうち12市町村とつながっている。なお、当センターはショートステイを実施していない。

いすみ市においては、当初から市側の要望で要対協に加盟させてもらっているが、勝浦市、御宿町、大多喜町については、当センターから依頼をして加盟させてもらった。

(3) 児童家庭支援センターの取組や相談活動の特徴

①資質向上のための取組（センター職員のモチベーションのアップや資質向上にかかわる取組）

独自の研修活動は特に行っていないが、OJTにより日々の相談業務の中で高めてもらうことと、千葉県協議会、例えば心理職部会等に参加させている。

②相談者・相談機関に対する支援

(i) 市町村への出張相談

割合としては、電話相談よりも訪問が多い。また、継続的な支援ということで通所による心理的支援も多い。

訪問のスタイルとして、市役所（役場）に出向いて、市役所（役場）の面接室で面接を行っている。例えば虐待で、在宅支援しているケースを市のワーカーと同席面接することもある。市のワーカーは、ハイリスクなケースに対してセンターとの協働を図るため、相談者へ「専門的な機関でその後も相談にのってもらえるので同席してもらいますね」と紹介している。

(ii) 積極的な対応困難ケースへの対応

郡部とは言え、複雑な問題は少なくない。例えば相談種別の分類で、最初は不登校、引きこもり、家庭内暴力等のかかわりであっても、生育歴を見るとDVがあったり、虐待があったりという背景を持つ困難ケースは多い。

また、当センターの対象年齢範囲は広く、高校生や20歳ぐらいまで及ぶ。市町村からは中卒後の支援を依頼されることがあるが、特に多いのは高校に行かないで閉じこもっているケースである。こういった子どもの相談は、サポート機関がなくなってしまう。会えないことも多いが、定期的に家庭訪問したりして支援を行っている。

さらに、他機関で、保護者と関係が取れていないケースについて、当センターの第三者的な民間機関としてのかかわりが「強み」になる場合がある。例えば、学校でのいじめに起因する不登校で、当該児童の保護者と学校との間で対立関係が生じてしまった場合でも、当センターの相談につながり支援を提供することができた。

(iii) 里親会のサポートを通じた里親支援

当センターに近接している子山ホームには里親支援専門相談員が配置されており、当センターと密に連携を取って、里親支援を行っている。地区の里親会の事務局を当センターが担っている。

里親会は当事者団体なので、その主体性を失わないような形で側面的に、サロン開催の準備のお手

伝いをしたり、サロンに参加させてもらったりしている。

また、児童相談所と年3回程度、里親支援会議を開催しているので、そういった場でケースを共有している。さらに、2016年度から児童相談所と協働で里親のリクルートと、里親制度説明会を始めた。制度説明会のときに、当センターの紹介をしてもらい、児童相談所以外でも相談できることを伝えている。里親会のサポートにかかわることによって、地域の里親と顔の見える関係が構築されてきた。

(iv) 365日24時間

当センターは、365日、24時間をうたっていないが、実際は、土日祝と事務所を閉めていても、携帯転送で緊急ケース等の対応を行っており、時間外でも対応する場合がある。

(4) 児童相談所及び市区町村子ども家庭相談部署と児童家庭支援センターの連携（三者の連携）の状況や役割分担

①市町村へのPR活動

センターの役割や機能について理解してもらうための努力をたゆまず行っている。つまり、「要保護・困難ケースにかかわります」と明確に表明していくことを心がけている。

児童相談所、教育委員会、保健所主催で、各市町村の相談員が集まる研修会が年複数回あるが、そういう場を活用して、当センターのアピールを行うことを続けている。

関係機関向けに千葉県のパンフレットを作成して、センターの役割や機能を理解してもらえるように働きかけてきた。

②虐待防止計画策定にかかわるセンターの位置づけを県に要望

センターの活用を広く周知するための働きかけとして行っていることがある。現在、千葉県行政は虐待防止条例を制定し、それに基づいて、虐待防止計画を策定中だが、その際に、センターを虐待防止の相談機関として明確に位置付けてほしいと要望している。計画の中にセンターが位置付けられれば、市町村に、もっと意識してもらえると考えている。

③充実した学校との連携

いすみ市の教育委員会と協働で、適応指導教室を当センターの建物内で実施をしている。

この地域は千葉県で唯一、従前から適応指導教室がなかったということもあって、不登校児の通所先として、当センターの施設が利用されていた経緯があった。教育委員会から教員が2名派遣され、夏休みなどを除いて常駐している。

官民協働の適応指導教室という国事業があって、当センターが「民」として参画し、協働で運営している。こちらは委託事業なので、センターの相談件数には入らない。



グループワーク室



心理面接室



面接室

支援内容は、教員のサポート、ケースの見立て、個別の心理面接などがある。この事業を通じて学校との連携は相当、円滑になっている。

④児童相談所からの依頼ニーズは保護者支援

最寄りの児童相談所は、外房の中核、茂原市に設置されている東上総児童相談所で、管轄区域に17市町村をかかえている。児童相談所のワーカーとのやりとりは週に1回程度とそんなに頻繁ではないが、児童相談所から依頼される支援内容は、保護者への心理教育的なペアレントトレーニングやカウンセリングの定期的な実施等である。

⑤地域と児童相談所との調整役

入所ケースが措置解除となり、地域に戻る場合、児童相談所と市町村等地域の中に少し認識の違い、意見の食い違いを生じることもある。要対協の個別ケース検討会議等で、当センターが間に入り、引き取り後のサポートを提案すると、在宅による支援を渋っていた地域も、それならやれそうだと、引き取りが実現した事例があった。このようにセンターは地域と児童相談所との調整機能としての役割も担っている。地域にセンターが存在することは、児童相談所、地域、そしてもう一つのサポート機関という三角関係を作れることがメリットではないだろうか。

⑥いすみ市との連携

連携の好事例をさらに詳しく聴取するため、いすみ市を訪問した。

いすみ市役所 福祉課子育て支援室家庭児童相談員兼、母子・父子自立支援員であるキャリア10年目の相談員（2007年度から当課非常勤）より聴取させていただいた。

アメリカでソーシャルワークを習得した経験もあるこの相談員は、当センター長と8年間のケースを通じたかわりがある。連携がうまくいく要因としては、センターと市役所が比較的近い距離（車で5分程度）にあること、紹介しやすく、頼みやすいことを挙げられた。紹介しやすく頼みやすかった理由は次の通りである。

- (i) 顔が見える関係だった。具体的には、センター長が要対協実務者会議の司会を担ったり、要対協のアドバイザーとして存在していた。
- (ii) 児童相談所や警察の機能を熟知しており、児童相談所とどう動いたら良いか相談できた。
- (iii) 「何でもやります。」というポジティブな姿勢で、「これはウチではない。」とは決して言わず、緊急事態にも機動してもらえて心強い。

いすみ市としても、丸投げではなく、情報共有したうえで可能な限り市で対応し、どうしても場合にセンターに相談や対応をお願いしているとのこと。2者関係がうまくいくと児童相談所ともスムーズにつながると話された。

連携の良さについて当センター長の意見も聞いてみた。

- (i) 市のワーカーの知識と判断が良い。
- (ii) 市とセンターの両者にソーシャルワーク（ケースワーク）という共通基盤がある。
- (iii) 普段からソーシャルワークを活用している担当者だからこそつながる。
- (iv) 市でソーシャルワークのスキルを持った支援者がいると児童相談所ともうまくやっていける。

顔の見える関係そして、機関同士の適切な役割分担とソーシャルワークに根付いた相談体制の構築が良い連携に欠かせないと見受けられた。

(5) 児童家庭支援センターの役割と機能における課題と将来のあり方

課題①財政措置

職員の専門性を確保するための財政基盤の脆弱さを痛感する。国や県単費で増額することは期待できない。

課題②社会的養護の中核機関

将来構想として児童家庭支援センターこそ社会的養護の中核になっていくべきと考える。社会的養護の機関は、保護、分離の受け皿だけでなく、積極的に地域のニーズや家族再統合に関わっていくべきである。そこを最優先にやれるのがセンターだと思っている。そして、そこに注力していく支援者であると思う。

課題③里親のリクルート

現在、里親制度説明会を地道に実施しているが、当センター周辺地域の里親登録数は少なく、制度説明会を実施しても、来るのは数人程度である。

ただし、民間が里親をリクルートするというのは意義があるだろう。なぜなら行政が実施するのは、常に公正中立的な方法であるため力のかけ具合が弱くなり、効果がある所に集中的にとはならない。センターは民間だから、行政とは違うアプローチを行えるのではないだろうか。わが国は今後、さらに「市町村中心」という考えで展開しつつあるので、そこに民間が参入する意義を見出していけると良いのであろう。

課題④行政へのさらなる働きかけ

第一に財政基盤の確立。次に、地域の虐待防止計画や、子どもを守る計画の中にセンターを位置付けるということが大事かと思っている。

センターとして財政的には、厳しい状況であり、県の協議会として予算増額を毎年、県庁に要求している。赤字額は2015年度千葉県管轄の7センターの平均が196万であった。2016年度、相談数に応じて補助金額が変動するという仕組みになり、赤字額は若干減少した。

また、地方分権の時代なので、国に働きかけると同時に、できるだけ県のほうに働きかけるようにしている。県行政の理解を促すためにも要望は引き続き行っていこうと思っている。県は、国が設定したとおりの補助金額を支出してくれており、設置には前向きである。

さらに、昨年で3回目だが、毎年、千葉県独自で児童家庭支援センター大会を実施し、事例発表等を行っている。関係機関の他、県や千葉市の担当課にも来てもらっている。

きちんと認知してもらうことが重要だという思いで、毎年、行政に対してこの場で提言をさせてもらっている。

課題⑤連携について

市町村とのパイプは、市のワーカー、保健師等のソーシャルワークのセンスによって左右されてしまふところがある。センターの業務をよく理解してくれるワーカーがいる部署とはかなり密に連携を取れるが、そうではない所もあるのが実情である。そういう所は要対協の機能も有効に活用されなかったりする。センターはそこを命綱にしているので、担当が異動すると、うまくつながらない場合がある。また、センター側もソーシャルワークのスキルが基盤にないと、機能していかないと思っている。

おわりに

当センターは、センターが抱える様々な課題について一定の示唆を与えてくれている。

例えば、①要保護児童や要支援児童を支援するために「つながる」ということはどういうことなのか。②支援の前提となる機関連携の構築を具体的にどうするのか。③ショートステイに依拠しないセンターの相談のあり方などである。

「福祉は人なり」最後は、支援にかかわる者がどういう人なのかに帰着することは否めないだろう。特に、ソーシャルワークのスキルを備えた担当者があるかないかは大きく影響する。

当センターの市町村との連携の良さは、もちろん、相談援助にかかわるスーパービジョンの質の高さもあるだろうが、もう一つある。

当センターの取り組みは、一見遠回りに見えるような数々の役割を、「スタッフが足りないからとか本来の業務ではない」と避けることなく、日常的に地道に取り組んでいる姿が見えた。そのことが、管轄の市町村の大きな信頼感につながり、協働体制が自ずと構築されてきたと見受けられた。多忙な日常相談業務の合間、ヒアリングに応じてくださったセンター長及びいすみ市の相談員に心から感謝する。

(文責 川並 利治)

7. 児童家庭支援センター 一陽

はじめに

児童家庭支援センター一陽（以下、当センター）は、当センターが所在する越前市と、多様で緊密な連携システムが構築されている。また、法人が運営する各相談機関及び施設は分野ごとの制約に縛られることなく、補完的、重層的にスムーズな地域支援を展開している。2017年2月14日に当センターを訪問し、好循環を生み出す工夫や仕組みを「一陽」統括施設長から伺った。

(1) 管轄地域の子育て環境の概況

当センターが管轄する市町の子育て環境の概要については、以下のとおりである。

①管轄の市町名（2市3町）

越前市、鯖江市、越前町、南越前町、池田町

②人口

	人口	児童人口	世帯数
越前市	80,938 人	13,003 人	28,816 世帯
鯖江市	68,591 人	12,233 人	23,291 世帯
越前町	20,709 人	3,144 人	6,506 世帯
南越前町	10,381 人	1,562 人	3,330 世帯
池田町	2,458 人	251 人	862 世帯

（2018年4月現在、福井県 HP による）

③地域の特性

越前市は、かつて国府があった歴史・文化都市で、和紙、打ち刃物などの伝統産業が健在。大企業（製造業）が複数立地しており、派遣労働者・外国籍労働者も多い。

※生活保護率 2.61 パーミル、外国籍児童数 456 人（外国籍住民数 3,100 人）

④地域の社会資源

<センターの所在自治体である越前市の状況>

保育所数：24 園（公立 8 園、私立 16 園）

子育て支援センター数：4 センター

児童センター数：15 センター

(2) 児童家庭支援センター 一陽 施設概要

運営主体の社会福祉法人越前自立支援協会はそれぞれ「一陽」と名称がつく「子育て支援センター」「児童家庭支援センター」「児童養護施設」の3つのセクションで事業を実施している。

「子育て支援センター」では、子育て支援を通して虐待の予防・早期発見、「児童家庭支援センター」はアウトリーチ型の支援による早期発見および早期対応、「児童養護施設」は、入所児童への専門的

ケアを、互いに連携しながら地域の児童家庭福祉にかかわっている。

①沿革・取組の経緯

2005.4	武生市（当時）の児童養護施設民営化方針を受け、法人設立準備会が募金活動を開始。多くの市民活動団体（NPO）の協力を得て、基本財産 1,000 万円を集める。
2005.11	社会福祉法人認可
2006.4	指定管理者制度により、越前市立児童養護施設・児童家庭支援センターの運営を開始
2010.6	越前市行松町（現在地）にて、法人が新施設を起工
2011.4	児童養護施設一陽を新設
2013.4	児童家庭支援センター一陽を付置し、事業を開始
2015.4	市の絵本館を活用した子育て支援センター一陽を開設
2016.4	市街地に一軒家を借りて地域小規模児童養護施設（グループホーム）一陽を開設

②職員構成

統括所長であるセンター長の強力なリーダーシップのもと、地域ニーズを的確に捉え、様々な方法論で積極的に地域支援を行っている。スタッフは以下の通りであり、心理職が充実しているといえる。

センター長兼相談員	資格：社会福祉主事任用資格	人数：1
副センター長兼里親支援専門相談員	資格：臨床心理士	人数：1
常勤相談員	資格：認定心理士	人数：1
非常勤相談員、兼務相談員	資格：臨床心理士	人数：2
常勤心理職員	資格：臨床心理士	人数：1

③取組の特色

当センターの取り組みの特色を挙げると次の3点である。

- ①所在地である越前市との多様な連携
- ②心理的ケアを伴う寄添い型（伴走型）ソーシャルワークの展開
- ③児童養護施設との一体的な運営によるアウトリーチ支援体制の構築

まず、要保護・要支援児童を把握するべく、越前市と緊密なつながりを構築している。虐待の予防・早期発見においては、ハイリスク家庭の把握が必要となるが、一法人である当センターが地域の家庭の状況を詳細に把握するには限度がある。そのため、個人の情報を把握している行政との連携を重視している。沿革からも見て取れるように市の経営であったものが民営化したため、行政とのパイプがあったうえ、現在、当センター長は、要保護児童対策地域協議会（以下、要対協）の会長を務めており、当センターは要対協におけるネットワークの要として、ハイリスク家庭を把握し、連携しやすいポジションを得ている。

また、法人が運営する各部門は分野ごとの制約に縛られることなく補完的、重層的支援を確立しており、結果として層の厚い多職種による包括的な支援を実現している。

例えば、教員免許、臨床心理士、保育士、管理栄養士、社会福祉士、精神保健福祉士等、専門的な資格を持った職員が、相互にかかわることにより、学習面、健康面、自立面を見据えた総合的な支援を可能にしている。

子どもに寄り添うためには、発達課題に応じた支援が必要になるが、心理職を中心にそれぞれの専門性を活かした支援を行っている。専門性の担保の方策は（3）の①で詳説するが、例えば性教育に精通した職員、ソーシャルスキルトレーニングに精通した職員、ライフストーリーワークに精通した職員、コモンセンス・ペアレンティングに精通した職員等、各々が何か一つ専門分野を持つように内部研修が行われ、子どもを多角的に支援できることが当センターの強みである。

（3）児童家庭支援センターの取組や相談活動の特徴

①資質向上のための取組（センター職員のモチベーションのアップや資質向上にかかわる取組）

職員の専門性向上の仕組みは次の通りである。

まず、施設内において、養育指針に適合したテーマ別プロジェクトチームを年度当初に形成する。そして、職員はいずれかのプロジェクトチームに属して研鑽に励む。具体的には地域における講演、実習生指導等を担う。そのことにより、自己研鑽力を高めることができる。

そして、当センターでは「続けられる職場」を目指すため、採用選考時において幹部抜きによる人事面接を実施している。

また、良好な人間関係維持のための労働環境保障（ディーセントワーク）により、職場の不満や問題点を職員全員で解決する仕組みを取り入れている。このことにより、若い職員が途中退職するのを防ぐことが可能であるという。

さらに、研修費として一人につき年間10万円を予算化し、外部の研究会、研修会に自主的に参加を促している。学びの機会をポジティブに創出し、固定メンバーによる支援が継続していける環境づくりが専門相談機関としての高いクォリティーを継続して維持することにつながっている。

②相談者・相談機関に対する支援

（i）親族里親に着目した支援

当センターは2016年度より親族里親への支援を開始した。これは、地方ならでは、また、民間ならではスポット的支援ではないだろうか。

いわゆる「出戻り母子」が祖父母と同居する場合、ストックはあるもののフローがなく貧困現象が生じる場合もある。また、祖父母は子育てネットワークから外れており、孤立し、隠された子どもの貧困が形成されるおそれがある。

このようなケースについて、児童相談所と連携して親族里親の制度を活用するよう働きかけ、生活費を支えるとともに、当センターが当該家庭にかかわることにより、生活状況をモニタリングすることができている。

(ii) 充実した心理的ケア

心理スタッフが、越前市子ども子育て総合相談室へ出張し、子どもの PTSD などについてフォローしている。その他、南越前町などからのカウンセリング依頼にも応じている。

採用に当たっては、ソーシャルワークのできる心理士を採用している。

精神科医療等、特別なケアを必要とする児童への対応については、専門家と連携している。福井大学医学部の友田明美氏から助言を受けたり、病院につないでもらっている。

(iii) 相談スペースの拡充について

普段より関係機関からの相談や外部の会議・研修には本体施設の面接室や会議室を可能な限り活用し、センターや施設を知ってもらうことに注力している。

また、武生駅前の商業施設アルプラザ内に市の子ども子育て総合相談室が設置されているが、当センタースタッフは、可能な限りそこに駐在するよう努めている。アウトリーチすることに心がけ、頻繁に相談コーナーや学校現場に足を運んでいる。

さらに駅近くに設置された地域小規模児童養護施設内においても相談スペースを確保し、わざわざ、本体施設に向いて来なくても相談を可能にしている。

(iv) 学習支援（学習塾型や家庭教師型）について

子どもに対する直接支援の目玉は学習支援である。アウトリーチ型の学習支援（家庭教師型）が基本だが、通所型の学習塾は越前市子ども子育て総合相談室と共同運営しており、柔軟に公共施設の会議室を借用できるようになっている。当センターは学習支援者のコーディネートを行っている。

(4) 児童相談所及び市町子ども家庭相談部署と児童家庭支援センターの連携

(三者の連携) の状況や役割分担

保護者や家族からの直接的な相談はなく、ほとんどが、市町あるいは児童相談所（以下、児相）を経由する相談である。

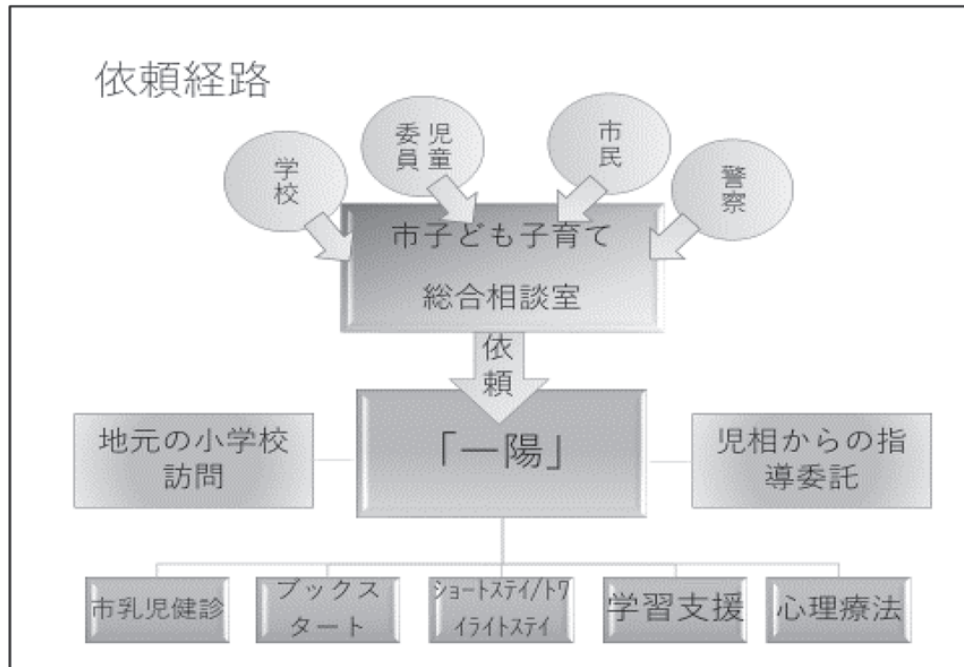
相談の流れをしてみる。越前市は、図表Ⅲ-7-1のように市民、警察、学校、児童委員などからの相談が、全て子ども子育て総合相談室に一本化されている。当センターは、市子ども子育て総合相談室からの依頼を受け、地域の子どもへの「心理療法」「乳児健診」、「ブックスタート」、「ショートステイ・トワイライトステイ」、「学習支援」、「心理療法」を実施している。

また、市子ども子育て総合相談室以外の事業としては、地元の小学校へ訪問を行ったり、児童相談所から指導委託を受けている。

例えば、学校訪問では、スクールカウンセラーの不足を補う形で心理支援活動を行っている。学校から依頼を受けると、当センター臨床心理士が学校に足を運び、クラスに入り、授業時の様子を観察した後、助言を行ったり、学校から要望のあった地域の子どもに対して学習支援や、放課後に心理療法を実施している。こうした支援の積み重ねがあり、徐々に学校からの信頼を得られるようになった。

また、児相との連携では、本体施設が児童福祉法第 28 条ケース措置の際の受入協力を数多く行っ

ている。そして、施設内処遇が困難でも安易に返すことはせず、他施設等からの措置変更を受けることも少なくない。このような対応に本体施設が取り組んでいる結果として、センターを含めた「一陽」全体が見相から厚い信頼感を得ていると見受けられる。



図表Ⅲ-7-1. 相談の流れ

強い拒否感や激しい攻撃性を有するような対応の困難な保護者へのかかわりは市町や児相が主体的に担ってくれており、当センターは行政から依頼のあった子どもの支援に徹すればよいといった相談システムの環境が作られている。

ケースの具体例を挙げれば、心理的な問題を呈する子どもについては、継続的なカウンセリングとしてアンガーマネジメントやワークブックを通しての感情コントロールを行ったり、子ども食堂を使った親子支援やアフターケアとしての家庭訪問（家事支援）を行ったりもしている。

（5）児童家庭支援センターの役割と機能における課題と将来のあり方

課題①専門職の担保について

人材確保はセンターの抱える大きな課題である。当センターの場合、幸いにして近くに福祉系の大学があり、毎年、応募者も少なくない。また、学生ボランティアや実習生等に丁寧にかかわる中で、当センター、当該施設での就労を希望する者も現れることから、行政や養成学校等からの実習依頼については、積極的な受け入れを心がけている。

当センターの要望としては、学生を送り込む側である福祉系の大学や保育士養成機関において社会的養護の「今」を理解している教員が、学生に対して的確な指導をしてほしい。

課題②市町村や児相がセンターをよく理解し、適切に活用すること

当センターの場合、所在自治体である越前市子ども子育て総合相談室や福井県児相が高いトリアージ機能を発揮し、困難な対応をしっかりと担ってくれるので、子どもの支援に集中して取り組んでいる。こうした、適切な役割分担や機関の強みを活かした取組が展開できるのは、双方が相手のことを十分理解し、丸投げでも、抱え込みでもない支援のやりとりがあるからこそであると思う。

おわりに

センター長からお話を聴いていると、市町との連携、児相との連携、職員確保と資質向上策、どれもがポジティブな話ばかりであった。もちろん、現状レベルに達するまでの並々ならぬ苦労と努力があったに違いない。

「市や児相におけるトリアージが機能し、スムーズな連携ができていて、安心して子どものケアに取り組める。」ことはイコール、当センターが他機関から厚い信頼感を得、専門性が認められていることに他ならない。

越前市子ども子育て総合相談室を訪ね、室長ともお話しさせていただいたが、当センターに対して絶大な信頼感と期待感があることが伝わってきた。

よい支援効果をもたらす主な要因は結局、センターが市町の持っている情報をフルに活用してアウトリーチすることと、市町及び児相がセンターをよく理解し、うまく活用することではないだろうか。児相にとって、困難ケースや他施設での不調ケースの相談がいつもでき、また本体施設が措置変更の受け皿として、しっかり受け止めてくれるというのはとても理想的である。また、学校にとって、スクールカウンセラーの人材不足を補ってくれる心理職の供給ステーションが存在することもありがたい。

センターは「他機関の体制不備を補うためのものではない。」とってしまえば、そこで終わってしまう。

当センターのヒアリングから、ピンチをチャンスに変えていく発想の大切さと、民間ならではの「広く浅く」ではないスポット的支援の意義を見出すことができた。お忙しい中、対応して下さった当センター長、スタッフ、越前市子ども子育て総合相談室長に感謝する。

(文責 川並 利治)

8. 「こばと子ども家庭支援センター」

はじめに

児童家庭支援センター「こばと子ども家庭支援センター」は、所在地の滋賀県大津市との間で、長年にわたり強固な連携基盤を築いている。また、「里親支援機関」として事業委託を受けていることにより、里親支援の内容が充実している。

殊に、大津市の母子保健の支援は非常に充実していて、乳幼児の虐待相談件数がこの数年で減少している状況からも判断できる。保健所と家庭児童相談室の連携が非常に強化されており、濃密な情報交換と役割分担など、迅速な連携体制が確保されている。

こうした先進的な取り組みがどのように行われているのかを知るため、2017年10月4日に同センターを訪問し、ヒアリング調査を行なった。ヒアリングには、施設長と心理士、相談員の3名が応じてくださった。

(1) 管轄地域の子育て環境の概況

児童家庭支援センター「こばと子ども家庭支援センター」が所在する大津市の子育て環境の概要については、以下の通りである。

①管轄の市区町村名

全県を対象としている。大津市（滋賀県）

②人口（所在地基礎自治体である大津市の児童人口と世帯数）

・2018年5月1日現在 342,841人

※児童人口： 47,479人（0～14歳）

17,989人（15～19歳）

※世帯数： 147,665世帯

（2018年5月1日現在、大津市ホームページより）

③地域の特徴

滋賀県の生活保護世帯は2014年調べで全国40位、7,954世帯。

大津市は、琵琶湖の南西に位置し南北に長い地域である。市内の南北で文化も違う。

湖北は地縁が濃く残り、人口減少が見られる。

湖南と湖西は、若い人口が多く、人口が増加している。

大企業の進出はなく、中小企業で地域の経済が支えられている。

外国籍の児童は甲西町、東近江市に多い。

④地域の社会資源

※大津市の状況

保育所 64（公立：14、私立：50）

認定こども園	12	小規模保育施設	24
児童養護施設	2	乳児院	1
※滋賀県の状況（小鳩会を含む）（2016年3月現在）			
児童相談所	3	乳児院	1
児童養護施設	4	児童心理治療施設	1
児童自立支援施設	1	自立援助ホーム	1
里親家庭	184	ファミリーホーム	14



(こばと子ども家庭支援センター施設建物)



(こばと子ども家庭支援センター正門)

(2) 社会福祉法人 小鳩会

「児童家庭支援センターこばと子ども家庭支援センター」の施設概要

運営主体の「社会福祉法人 小鳩会」及び「児童家庭支援センターこばと子ども家庭支援センター」の概要については、以下の通りである。

①沿革・取組の経緯

1950年	大津市が大津市立乳児院を設置
1953年	大津市が大津市立幼児院を設置
1961年	婦人民生児童委員等有志が集い社会福祉法人小鳩会を設立
1962年	乳児院・幼児院の運営が大津市より小鳩会に移管
1967年	乳児院と幼児院を併設した新院舎が完成
1991年	0～18歳までの一貫養護実現のための建物構造を目指した改築工事着工
1992年	乳児院と児童養護施設（小鳩の家と改名）が同一建物内に併設して完成

1994年	「おもちゃ病院」開設。(2006年度末終了)
1997年	阪神淡路大震災の教訓で緊急対応用の井戸の掘削。
2000年	子育て支援基金で「育児支援室」を整備。 国の「少子化対策臨時特例交付金」で「こばと親子サロン「ぽっぽ」」整備
2002年	児童家庭支援センター「こばと子ども家庭支援センター」開設
2006年	乳児院の定員を30人から段階的に35人に変更
～2007年	
2009年	地域小規模児童養護施設「クレヨンハウス」設置
2013年	こばと子ども家庭支援センターの新建物完成 地域小規模児童養護施設「ぽっぽハウス」設置
2014年	分園型小規模グループホーム「こばとフレンドハウス」の完成
2016年	小鳩乳児院・小鳩の家改修工事を行う

②特色

「こばとあない」（法人案内）の表紙には『社会的養護にかかる子どもたちの「育ち」支え、つなげていくことが私たちの役割です。』と記されている。その「育ち」をつなげるために、大切にされていることが以下の内容である。

①乳児院から児童養護施設までの一貫養育、②自立した生活につなげる

③退所後を支える、④家族との生活につなげる、⑤地域社会とつながる

また、「育ち」を支えまもるために、以下のような取り組みを行っている。

①チームで子どもや家族を応援する、②権利擁護の取り組み

③地域の子育てを支える（こばと子ども家庭支援センター事業）

児童家庭支援センターは、児童養護施設小鳩の家に付置されている。小鳩の家と小鳩乳児院を一体的に運営しているので、両方に併設していると紹介している。

こばと子ども家庭支援センターは、児童家庭支援センターの本来業務に加えて「里親支援機関」事業の委託を受けており、予算規模も通常のセンターの倍の規模で職員配置も通常のセンターの倍以上（下記の職員構成参照）となっているのが特徴である。

③職員構成

センター長	1名	（資格：保育士）
常勤相談員	4名	（資格：社会福祉士1名、保育士3名一内2名後半産休）
非常勤相談員	5名	（資格：助産師1名、社会福祉士1名、教諭資格1名、保育士2名）
常勤心理士	2名	（資格：臨床心理士2名、社会福祉士の資格もあり1名）
非常勤心理士	1名	（資格：臨床心理士）

(3) 児童家庭支援センターの取組や相談活動の特徴

①資質向上のための取組（センター職員のモチベーションアップや資質向上にかかわる取組）

(i) 専門性の確保

○自己チェックシートの活用

センター職員の専門性を担保するために、仕事への取組状況や研修への参加状況などを振り返ることができるように自己チェックシートが作成されており、個々の職員が定期的に自己チェックを行うことで自律的な職員育成ができるようになっている。

○地域におけるケース検討会への参加

センター職員は、地域に出ていく機会が多く、地域で信頼されるようにしなければならない。ケース検討会に出ることで職員としての学びを深めるとともに、自らの支援能力を高める自覚を促すことを目的としている。

(ii) 研修の状況

○外部研修への参加

母子保健を中心として、外部で行われる研修会に参加している。

○内部研修

本体施設との合同研修では、月に2回から3回のペースで「ミニ学習会」が行われている。勤務の都合などもあり、気軽に参加しやすいように30分という時間で行い、発表者は職員が順番に自分でテーマを決めて事前に学習してきたことを発表するやり方を行っている。他の職員に伝えるには自ら学ばなければできないことである。教えることで自ら学ぶ機会が作られるような方法である。自己学習に重点を置いた方法は、モチベーションのアップにもなり着実な資質向上に結びつく方法となっている。

(iii) 人材確保の工夫

小鳩会は乳児院から事業が始まっているので、母子保健に関しては大津市の「すこやか相談所（市保健所）」や「子ども家庭相談室（家庭児童相談室）」との綿密な連携が伝統的に構築されている強みがある。関係性も良く、市で働いていた相談支援の経験者をセンターの職員として採用するなどの工夫ができています。そのため、市の職員との交流も自然にできるようになり連携が強化されていくことにつながっている。

②相談者・相談機関に対する支援（相談活動がスムーズに行えるための工夫やシステム）

こばと子ども家庭支援センターは、児童家庭支援センターの本来業務に加えて「里親支援機関」事業の委託を受けているので、相談の入口部分から流れを整えるために専用電話回線を「地域子育て支援」と「里親支援」に分けて2つの電話回線を設けて案内している。

その「地域子育て支援」と「里親支援」のあり方を以下にまとめる。

(i) 児童家庭支援センターにおける支援（地域子育て支援）

乳児院を併設している強みを生かして、母子保健を中心に特に妊産婦への支援を中心に展開している。

○妊産婦への支援

妊産婦への支援の内容は、①妊産婦の産前産後の支援、②若年妊産婦や退所児への性教育、③産後の育児不安がある家庭への支援などを行っている。妊産婦の情報は、産後に病院からすこやか相談所に伝えられ、保健師がその情報を元にリスク評価を行い、必要に応じて訪問の依頼がセンターに来るような流れになっている。センターはその情報を受けて具体的な訪問を行い、柔軟な支援活動を行っている。また、若年出産のケースの場合には児童相談所も情報を把握しており、必要に応じて動ける体制となっている。

すこやか相談所に入る情報は、子ども家庭相談室や児童相談所にも伝わり、センターは日頃から情報交換を行っており、役割分担が自然にできるので、そのケースに応じた支援活動の役割を果たすことができている。ケース検討会議などが開催されると必ず児童相談所のワーカーも参加するという体制が確保されている。

退所児童への性教育という取り組みもユニークである。確かに退所児童の場合には、親を頼れなかったり、寂しさから依存的になってしまったりする傾向もあり、若年出産の傾向もあるので、性教育が必要になるだろう。それを、センターが相談支援の中で取り組めるのは、こぼとならでの取り組みになるだろう。

妊産婦に限らず、地域の子育てを自然な形で支援できる工夫が多々見られた。施設のスペースの有効利用もあるだろうが「親子サロンぽっぽ広場」として利用される部屋は、施設という敷居が感じられず、誰でも自由に入って遊べるような状態となっており、暖かい配慮がなされている。親子サロンの内容は以下の通り。

「親子サロンぽっぽ広場」

実施日時：月・水・金の10時から12時

対象：妊産婦さん、未就園児のお子さんとその保護者

第2と第4水曜日は助産師さんがいる。

「ミニ講座」も実施している。

～はじめてお産を迎える妊婦さんが出産や子育てへのイメージを少しでも持てるようにお手伝いをする。～

(ii) 里親支援事業における支援

○里親支援の取り組み

里親支援は、滋賀県から里親支援事業の委託を受けており、予算措置と人員配置もあるので、児童家庭支援センターの配置職員と合わせて相談員9名、心理士3名の配置である。対象となる地域は、滋賀県全域であり里親委託は年間で100人を超える委託が行われている。

里親の家庭訪問の場合には、琵琶湖を1周する地域を回ることになる。支援に出掛ける場合には、

南から北にただひたすら高速道路を走ることになる。そのため、センターは全市の家庭児童相談室との情報交換ができる仕組みをつくり、迅速な対応ができるようになっている。それも、センターの強みとなっている。里親支援の委託事業において、里親家庭への支援を求められている内容は以下の通りである。

- ・**家庭訪問**——家庭状況の把握、里子のアセスメントと支援目標・方法の設定、児童相談所への報告・相談、などを行う。訪問相談は、2016年度は年間268件となった。
- ・**里親委託推進**——委託前のアセスメント、関連会議における提案、委託候補先の訪問。里親候補選択会議への出席、マッチングの対応、委託時の支援などを行う。各種会議への2016年度の参加実績は機関連携会議で66件、機関別相談実績で375件だった。
- ・**レスパイトケア**——里親の一時的な休息のための援助事業。里子の再委託先の調整を行い、児童相談所に報告する。2016年度は委託里親より10家庭から依頼があり、里子13名が延45日利用した。
- ・**施設入所児童ホームステイ**——「施設入所児童ホームステイ事業ハンドブック」に基づいて、受入里親と施設職員の懇談会の開催、ホームステイ里親の交流会の実施。必要に応じて個別支援などを行う。2016年度は県内の5施設の入所児童18名について調整を行い、受入れ里親は14家庭だった。利用回数は122回、利用日数は237日だった。また、ホームステイ里親交流会を年1回開催し、14名の参加があった。
- ・**里親等養育者の養育力向上（里親トレーニング事業）**——未委託里親や家庭養護に関わる方にトレーニングを行う。2016年度にはファミリーホームを対象にした研修を年3回開催し、13組16名が参加した。未委託里親を対象にした研修は、年3回開催し、23組36名が参加した。
- ・**里親等による相互交流（ピアカウンセリング）**——ファミリーホーム、養子縁組里親などのそれぞれの集いの場を提供する。2016年度は年10回開催し、23名が参加した。
- ・**個別相談・指導**——電話相談（348件）、来所相談（217件）、訪問相談（268件）、心理療法（観察323件、面談26件、ケア45件）、メール・手紙相談（62件）に対応する（合計1,289件）。
- ・**里親、ファミリーホーム児童への自立支援**——主にグループワークによる支援を行った。
- ・**グループワーク（集団指導）**——滋賀県における里子会の発足に対応して、思春期女兒の集い「ジョシ會」は、2016年度は年3回開催し、14家庭、里子が13名、養子が6名参加した。小学生の集い「スマイル・キッズクラブ」は、2016年度は年2回開催し、6家庭、里子5名、養子3名が参加した。「さとママサロン」は、2016年度には年5回開催し、32組、67名が参加した。
- ・**広報や他機関連携**——機関紙「つなぎあい」の発行（年4回）。滋賀県養育里親研修における現場実習を実施。（内容の検討、里親の観察、里親の実習の評価）を行う。
- ・**里親会との協働活動**——里親会との合同イベントの企画、里親大会等の託児室における里子の交流・観察を行う。

前記のような内容を見ると、里親支援事業の内容は多岐にわたり、高い専門性が要求されていることがわかる。特に注目すべき内容は、里子の支援が展開されている点である。里親支援事業だからこそできる支援の内容だろう。里親だけで子どもの抱える問題を抱え込まず、共に子育てを行う姿勢で

育ち合う、助け合うという支援内容は里親にとって心強い味方となるだろう。

(4) 児童相談所及び市区町村子ども家庭相談部署と児童家庭支援センターの連携（三者の連携）の状況や役割分担

こばと子ども家庭支援センターは、児童家庭支援センター事業と里親支援事業という2つの事業に取り組んでいることから、連携を取る機関が滋賀県の担当課と県内3か所の児童相談所、県内各市町の家庭児童相談室と保健所が対象となる。児童家庭支援センター事業を単独で行っている場合と比較して何倍にも連携先が広がっている。

滋賀県の特徴として、各市町の母子保健や要保護児童対策地域協議会（以下、要対協）の取り組み内容が充実しており、情報交換が迅速に行われる状況がある。措置権を持つのは児童相談所であるが、情報は各市町が児童相談所よりも把握している場合が多く、要支援や要保護の最終判断を児童相談所が行い、各市町では地域の子どもや家庭の状況を把握して必要な支援が非常にきめ細かく行われている。

こばと子ども家庭支援センターでは、所在地の天津市を中心として全県にまたがるネットワーク構築がなされていると言っても過言ではないだろう。そのネットワークは、トライアングルのように表され、市の保健所と家庭児童相談室とセンターという三機関が基本的な「トライアングル・ネットワーク」である。この三機関が濃密に連携することによって、迅速な情報交換が行われ、臨機応変に柔軟にニーズに合わせた役割分担と支援が提供されている。

例えば、緊急の一時保護ケースが発生した場合、センターや施設は児童相談所よりも地域の家庭児童相談室に問い合わせを行った方が、そのケースの情報が正確に集められるというのである。全国の家家庭児童相談室において地域の情報をしっかりと集められている市はどれほどあるだろうか。要対協の事務局（調整機関）を家庭児童相談室が担っており、情報の集約もアセスメントから支援方法の検討、役割分担も相当にスムーズに行われる状態となるだろう。家庭児童相談室の力量が上がれば上がるほど、具体的な支援がニーズに合わせて提供されることになる。児童虐待の予防や防止の観点からも望ましく、頼りになるという状況が見える。

県内3か所の児童相談所は、各市町の要対協のケース検討・実務者会議に参加して、情報交換を行いながらその役割を果たすようになってきている。天津市においては、ケース検討会議には必ず児童相談所のワーカーが参加している。児童相談所から見れば各市町がしっかりと情報を集約しているので、ケースが発生しても頼りになる存在となっているだろう。各市町の家庭児童相談室や要対協との情報交換を元に、児童相談所が必要な判断をするような役割分担が出来上がっているということである。

こばと子ども家庭支援センターは、天津市を基本とする「トライアングル・ネットワーク」を里親支援の際には、県の担当課と児童相談所を含めて広域ネットワークを駆使することになる。広域ネットワークが有効に動かせるのは、基本となる「トライアングル・ネットワーク」がしっかりと機能しているからであろう。また、そのネットワークを駆使できることがこばとの強みでもあるだろう。こばと子ども家庭支援センターが天津市をはじめとして、各市町、各児童相談所、滋賀県から、これまでの実績が信頼されている証となるだろう。

(5) 児童家庭支援センターの役割と機能における課題と将来のあり方

①課題

こばと子ども家庭支援センターの役割や機能を考えると事業を推進していく上で、以下のような課題が挙げられる。

課題 (i) 「人材確保と育成」

前項でまとめた取り組み内容を見ると、具体的な事業を進めるための人材が必要になる。社会的養護への理解があり、里親の置かれている状況も理解し、豊かな経験と知識も必要になる。母子保健への理解も必要になる。つまり、相当高い専門性が必要になる。センターが単独で独自の育成を行うにも無理があるだろう。家庭児童相談室の相談員や保健所の保健師などの経験を持つ職員を集める工夫をされていて当面は何とかなっているが、今後も人材確保と育成は最大の課題である。

課題 (ii) 「財源の確保」

予算的にみると、センター運営費補助金と里親支援事業の委託費で入ってくる財源は、2,200万円から2,500万円ほどの規模となる。センターの補助金は赤字の状態であるが、地域貢献も必要なので、施設より繰り入れを行い、会計上のバランスを取っている。専門性の高い人材を確保するのにもそれなりの経費が必要になる。また、事業推進の観点からも財源確保の課題は避けて通れない状態となっている。

課題 (iii) 「研修内容の充実」

専門性や支援力の向上に向けて、施設内部の研修や外部の研修に参加している状況であるが、「里親支援」に関する研修内容が不足している。今後、里親支援に関してはフォスタリング機関の創設なども見込まれる情勢に対応して、研修内容を充実させていくことが課題となるだろう。

②将来構想について

妊産婦と母子の支援を打ち出してきたのは、乳児院があるということを最大の強みとして、「生まれる前からの支援、そして生まれた後の支援」を行うという特徴を出したかったからと施設長は話す。

センター事業に関しては、今後とも「母子保健、母子の支援、未婚の母や若年出産などの女性を支援すること」を強く打ち出したい。施設を退所する女の子を含めた女性への支援を、性教育を含めて強めていくという方針である。

おわりに

こばと子ども家庭支援センターのあり方を見ると、地域性もあるが乳児院や児童養護施設におけるニーズに真摯に向き合い、具体的な支援活動が行われきたことが大きく影響している。施設長は、「これまで必要な支援は本体事業として取り組んできたが、その実践内容にお金がついてきたというのが実感で、本体事業でなくなった分、楽になりました」と話す。歴史と培われた伝統が信頼に結びつき、

実践が認められてきたということがわかった。また、こぼと子ども家庭支援センターの相談受付実績において、里親支援の件数が全国のトップ水準である理由が良くわかった。今後、フォスタリング機関として更に発展していくことになるのだろう。更なる展開に期待したい。

(文責 藤井 美憲)



案内用掲示板（正面の並びに設置されている）

9. 児童家庭支援センター 米子みその

はじめに

「米子みその」を調査対象とした最大の理由は、児童相談所からの指導委託数が全国で一番多いということである。児童相談所からの指導委託数が伸び悩んでいることは、児童家庭支援センターの課題である。1センター当たりの指導委託のケース数は全国平均で3.2ケースとなっている中、米子みそのは2016年度実績で年間29ケースの指導委託ケースがある。何故これだけ児童相談所と連携できているのかという問いを持って訪問調査をおこない、インタビューにはセンター長、ソーシャルワーカー、本体施設長、管轄地区児童相談所長が応じてくださった。この訪問調査から見えてきたのは、充実した地域連携の存在と児童相談所のセンター活用に対する積極的な姿勢、そして専門性を基盤にきめ細かで粘り強い支援によって、クライアントや関係機関からの信頼を獲得しているセンターの努力といった要素である。以下にその概要を報告する。

(1) 管轄地域の子育て環境の概況

①管轄の市区町村名 2市6町1村

米子市、境港市、南部町、日南町、大山町、伯耆町、日野町、江府町、日吉津村

②人口（管轄地域の児童人口と世帯数）

管轄地域の人口 235,448人

（米子市 149,178、境港市 33,809、西伯郡 41,686、日野郡 10,775）

児童人口 37,004人（米子市 24,662、境港市 5,220、西伯郡 6,063、日野郡 1,059）

世帯数 91,434世帯

（2016年10月時点、鳥取県HPより）

③地域の特徴

海、山、里の豊かな自然に囲まれている鳥取県は4市14町1村で構成されている。全国で比較すると人口は最も少ないが、「人と人」、「人と地域」の結びつきが強く「顔が見える関係」であるという面が残っている。また、ボランティア活動（まちづくりのための活動や自然・環境を守るための活動等）に住民が関わった割合も高く、住民が地域活動等に積極的に関わっていく素地がある。子育て環境においては、女性の就業率や共働き世帯の割合が高く、多世帯同居率や保育所設置率が高い（鳥取県HP参照）。

④地域の社会資源

2010年度に「子育て王国とっとり建国宣言」を行い、「子育て王国とっとりプラン」を策定するなど、県をあげて子育て支援の充実に取り組んでいる。

また、地域子育て支援センターは全市町村、ファミリー・サポート・センターは19市町村中17市町村が設置している。放課後児童クラブの小学校区に対する設置割合は90%を超えている等、子育て

家庭を支えるサービスも整備されている（鳥取県 HP 参照）。

（2）社会福祉法人みその児童福祉会「児童家庭支援センター米子みその」施設概要

①沿革・方針

開設は2012年6月。乳児院「米子聖園ベビーホーム」に付置されている。米子市の市街地に在り、児童相談所、市役所からそれぞれ車で10分程度の所に位置する。法人の米子支部では他に児童養護施設、保育所、母子生活支援施設を運営している。キリスト教の愛の精神に基づいて、一人ひとりの子どものかけがえのない命と権利を守り、心身ともに健全に育成されるよう、心を尽くして相談に応じ支援に努めることを方針としている。



米子聖園ベビーホーム外観

②職員構成

スタッフは、センター長（臨床心理士）1名、相談員（児童福祉司任用資格、教諭免許、看護師保育士）3名、心理職（臨床心理士）1名、計5名である（全て常勤）。

（3）「米子みその」の取組や相談活動の特徴

2016年度相談実績は、相談延べ件数が2,406件、実ケース数は172ケースである。注目すべきは児童相談所委託数であり、実ケース数で29ケース（全国平均3.2ケース）延べ件数で実に1,546件に上っている（統計対象外）。また米子市等から養育支援訪問事業を受託しており、その延べ件数が480件（統計対象外）となっている。相談の9割は養護相談（虐待含む）であり、訪問相談の割合が高くなっている。相談経路は児童相談所、市町村の家庭児童相談室、児童福祉施設からつながるケースがほとんどであり、住民から直接の割合は少ない。管轄の地域では子ども虐待防止のための啓発活動として「オレンジボンたすきりレー」を毎年開催しているが、その事務局をセンターが担っており、関係機関への周知にもつながっている。

①資質向上のための取組

多様化、複雑化するケースにも対応できるよう、業務に必要な専門的知識とスキルの向上に努めている。外部研修の他、月1回内部研修を実施（ソーシャルワークや心理などの勉強会）。スーパーバイズを月1回受けている。また、中四国地区児童家庭支援センター協議会の研修（年1回）への参加の他、鳥取県内3センターで3～4か月に1回、ケース検討会を実施している。児童相談所との連携により、児童相談所の援助方針会議への参加や児童相談所での研修等を行っている。

②相談者・相談機関に対する支援

(i) 乳幼児に関する専門性の高さ

本体施設である乳児院の2階部分が児童家庭支援センターのスペースになっている。相談員は乳幼児医療の専門性を有する看護師、乳児院から異動した保育士などが配属されている。こうした、乳幼児に関する専門性の高さが大きな特徴である。市町村をはじめとする関係機関もそれを求めてくるといふ。児童相談所からの指導委託も乳幼児のケースが中心であるとのこと。

本体施設との連携も密である。入所している子どももいずれは地域に戻っていくことを踏まえ、本体施設のケースカンファレンスにはセンター職員はもとより、児童相談所や市の参加もある。支援の連続性を確保するために有効であるとのこと。里親支援も本体施設の里親支援専門相談員との連携によって行われている。

新しい社会的養育ビジョンにおいて乳児院改革が一つのテーマとなっているが、乳児院の持つ専門性は地域としても貴重であり、児童家庭支援センターと乳児院の一体的な運営は、今後の乳児院のあり方に示唆を与えてくれるのではないかと感じた。



相談室



心理室

(ii) 民間機関の立場性を活かした寄り添い型支援の展開

自身が厳しい養育歴を持つ保護者や、知的能力の課題、精神疾患を持つ保護者など、支援が困難だったり、拒否的だったりする家庭に対して、センターが突破口になって繋がることのできたケースは少なくないとのこと。繋がるのがゴールへの道のりの一番重要な部分であり、故に繋がる力が重要であるという。児童家庭支援センターは立場的に保護者に寄り添いやすいという強みがある。その強みを活かし、まず対象家庭との信頼関係を構築し、その上で支援や助言を行うのである。

支援の姿勢は粘り強く、しなやかに、きめ細かに、丁寧な…「寄り添い型の支援」が特徴であるという。例えば、子どもの通所では送迎も行ったり、訪問では家庭訪問の他、学校に訪問しての面接や病院への受診同行などを行ったり、保護者面接では夫婦カウンセリングを行ったりする等、家庭の状況に応じて柔軟に対応しているとのこと。また保護者に応じ、家族の課題点や強みなどを示したワークシートを作成、目で見確認しながら支援を行うなど、効果的な支援方法の検討、更新にも努めているとのことであった。また、スクールソーシャルワーカーからの要請では保護者への支援が必要な

ケースを依頼されることが多いという。児童家庭支援センターには子どもだけでなく保護者をサポートできる強みがあり、それを活かして学校と家庭の橋渡しの役割を担うこともあるとのことであった。この他、米子市等から受託している養育支援訪問事業では育児の助言や、家事援助（掃除、洗濯など）、育児援助（離乳食づくり、沐浴など）などを行っている。

(iii) 関係機関の協働による支援の遂行

養護（虐待）ケースへの対応は、保護者の対応が難しい。そうしたケースの支援において「機関連携」と「役割分担の明確化」を意識しているという。特にアセスメントを重視。直接保護者から入ってくる相談については心理的、社会的アセスメント双方をセンターが担い、市町村ケースではアセスメントが不足している部分（子どもの心理アセスメント等）をセンターが補っている。児童相談所から指導委託で心理アセスメントを依頼されることもあるとのこと。いずれにしても、機関連携を軸にアセスメントも「協働」で行う姿勢である。

(4) 児童相談所及び市区町村子ども家庭相談部署と児童家庭支援センターの連携（三者の連携）の状況や役割分担について

本調査において、指導委託数の多さの背景にある非常に充実した三者連携にも注目すべき点が多くあることが分かった。

①非常に活発な市町村における関係機関連携

まず、管轄の鳥取県西部地区2市6町1村全ての要保護児童対策地域協議会が機能している状況がある。背景には児童相談所の積極的アプローチがある。児童相談所が全ての市町村に定期的に出向き、年3回はケースの擦り合わせを行っているという。そして、その全ての市町村要保護児童対策地域協議会にセンターが加入している。市町村からも積極的にケースの連携依頼があり、情報共有、共同での訪問や面談、ケース会議の出席、心理アセスメント等の連携を行っている。また、本体の乳児院に入所する子どものケースカンファレンスにもセンターはもと

より児童相談所や市町村が参加をし、入所前から入所中、退所後までの連続性を確保しているという。更に、本体施設で行っているショートステイ事業や米子市から受託している養育支援訪問事業等の関連事業を通じた連携も行っており、これらの様々な取り組みが市町村とのパイプを太くしている。

また連携システムが円滑に機能するための取り組みにも注目し得る点がある。その一つがリスク度アセスメント（図表Ⅲ-9-1）による役割分担の明確化である。リスク度は、市と児童相談所等によって共同で検討されている。センターへの市町村からの依頼はB-2相当が多く、児童相談所からの指導

図表Ⅲ-9-1. リスク度アセスメントによる役割分担

米子みそののケースの特徴

分類 (ランク)	困難度 緊急性	実施機関	ケースの進行管理 実施機関	備考
A	重度	児童相談所	児童相談所	市町村 ⇒児童相談所送致を含む 施設入所をふくむ
B	中度	児童相談所と 市町村が緊密 に連携 (ケースの共有)	児童相談所 B1 市町村 B2	児童相談所 ↓ 市町村
C	軽度 養育 不適切	市町村	市町村	児童相談所 ⇒市町村を含む

委託は B-1 相当といった具合である。

また、三者以外の教育や医療といった地域関係機関の連携においても特筆すべき取り組みがあった。一つは学校区を中心とした連携システムの取り組みである。具体的には中学校区単位（一部小学校区単位）の連絡会（図表Ⅲ-9-2）の存在である。米子市内での取り組みであるが、近隣市にも広がりつつあるという。毎月～2か月に1回程度定期開催されているとのことだが、つまり、機関連携を中学校区単位まで細分化しているのである。

もう一つは医療機関との連携である。米子市内全ての総合病院にマルチリートメントチームが設置されており（図表Ⅲ-9-3）、医師が虐待を疑う事案を持ち込み、児童相談所に通告するかどうかなど対応を組織的に判断する。病院の地域連携室のMSWが院内の調整や情報収集などを担っている。また、要保護児童対策地域協議会には市内の全ての総合病院、医師会、歯科医師会などが参加。このような連携体制の中にセンターも置かれているため、病院への受診同行などの際にセンターが認知されているため非常にスムーズであるという。

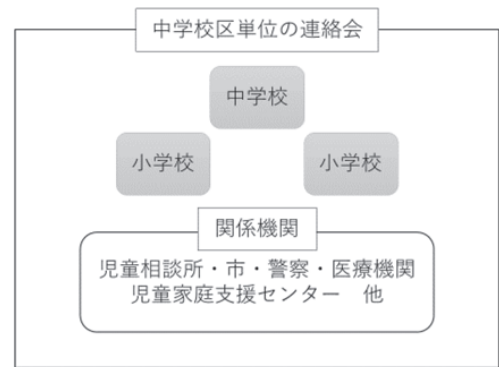
このような地域連携の中に米子みそのが位置付けられているのである。地域連携あつての児童家庭支援センターであり、これらの地域づくりの取り組みは児童家庭支援センターのありかたに留まらず、地域連携のあり方に多分な示唆を与えてくれるものである。

②児童相談所との密接な連携

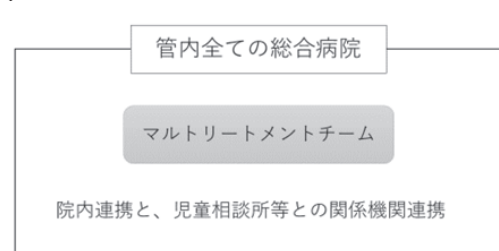
先ず、今回の調査での核となる児童相談所からの指導委託についてである。指導委託されるケースはリスク度アセスメント（図表Ⅲ-9-1）の B-1 に相当するケースが対象となる。ケース内容は 1. 乳幼児ケース、2. 施設退所後の支援、3. 一時保護解除後の支援が主なものである。支援内容は子どもが家庭で安全に生活できるようにすることを目標として 1. 養育状況のモニタリング、2. 子どもの心理状態の確認、聞き取り、3. 家族関係調整、4. 関係機関連絡調整などが主なものである。支援方法は圧倒的に訪問が多く、支援の回数も 1 ケース当たり年間平均 53 回と非常に多い。頻度としてはケースの状況によるが、多いケースでは週 2～3 回に上る。孤立している母親など、密に関わることで危険な状態を防ぐためである。このようなきめ細かな支援は児童相談所では難しく、実行部隊はセンターというイメージになっているとのこと。

クライアントに約束を振られてしまうこともあるが、それでもあきらめずに粘り強く、しなやかに関わっていくと、徐々に態度が変わってくることもあるという。指導委託の場合、保護者がセンターの支援に対し受容的ではない場合もある。そのためインテイク時に児童相談所から措置決定通知書が保護者に提示され、説明される際に「監視ではない」ということが理解されるようにしたり、施設か

図表Ⅲ-9-2. 「中学校区を単位とした連絡会」のイメージ



図表Ⅲ-9-3. 医療機関のマルチリートメントチーム



らの引き取りなどの場合は保護者との面接を子どもが退所する前から始めたりするなど、家庭との信頼関係構築に向けた配慮を行っているとのこと。また、終結に関しては措置委託時にケースの目標を設定し、それがクリアされた場合にケース会議にかけた上で終結とする。その後は市町村にケース移管され、センターとしては完全に終結するのではなく一般相談として受けるという形にしているとのこと。

このように児童相談所との連携が活発な背景には、児童相談所側の機関連携に対する積極的な姿勢と戦略がある。センターを立ち上げた当初から、児童相談所の働きかけにより要保護児童対策地域協議会の構成機関に組み入れてもらうなどのバックアップがあったという。また、児童相談所の援助方針会議や児童相談所主催の研修にセンター職員が参加をしているという。その他にも児童相談所職員とのインフォーマルな交流の機会が多くあり、全ての児童相談所ワーカーがセンターを認知しているという。もちろん、信頼関係は一方的な働きかけのみで構築されるものではない。センター側としても乳児院付置であることの専門性を発揮し、ケースの支援を丁寧に行うこと、依頼されたケースはなるべく拒まないようにすることなど、児童相談所側からの要請に応えるための努力を重ねているとのことであった。

最後に、センターとして受けられる指導委託のケース数について聞いてみたが、感覚としては現在の数程度までであり、指導委託に対する補助金額が定額のため支援回数が増えると厳しいとお話であった。

(5) 課題と将来のあり方

まず、課題については長期に関わるケースが多いためケースの終結が難しい点、関係機関からの紹介がほとんどであり一般からの相談が少ない点、専門職の確保、高度な専門性が求められているがスキルアップの機会が少ない点などが挙げられた。特に、財政面では本体施設からの持ち出しがあり非常に厳しい状況であると話されていた。また、年度終了後に補助金が支弁となるため改善を望んでいるという。

しかし、今後も在宅支援機関のニーズは確実に存在し、児童家庭支援センターは伸びていく必要があると考えているとのこと。そのためには、児童家庭支援センターが本体施設に依存せず独立して運営ができるような基盤を確保することが不可欠であるとお話であった。

(6) 米子児童相談所長へのヒアリング実施報告

今回のヒアリング調査では、オプションとして管轄の鳥取県米子児童相談所所長へのヒアリングも実施した。指導委託が多い要因について、児童相談所の側の児童家庭支援センターに対する見方も把握したかったからだ。以下にその概略を報告する。

①児童家庭支援センターへの指導委託ケースの内容

指導委託は乳幼児のケースを中心に委託。施設措置解除や、保護に至らないケースなどを委託している。児童相談所の補完機能として、市町村にケース移管する前に児童家庭支援センターの指導委託

を入れる。

米子みそのは特に乳幼児の専門性が高い。そうした児童家庭支援センターの持つ専門性やスタッフの状況に応じて依頼している。従って、児童相談所ワーカーがセンターのスタッフをよく知っておくことが大切。このケースはこの人に任せられるというような、きめ細かな繋ぎ方を心がけている。

②児童家庭支援センターとの関係の構築

児童相談所の援助方針会議へセンター職員も参加してもらっている。また、センター職員が児童相談所で実習を行ったりしている。これらが相互理解につながっている。児童相談所にも外部の目が入ることはメリットである。

③児童家庭支援センターに依頼する理由

児童相談所のワーカーは一人で80～100ケース抱えている。市町村も多くのケースを抱えており手一杯。児童家庭支援センターの力を借りない手はない。児童家庭支援センターは「寄り添い型の支援」を行ってくれるところが強み。例えば家庭と連絡が取れなくとも、くじけずに粘り強く関わってくれている。

④児童家庭支援センターへの提言

児童福祉法に基づいたセンターをPRした方がよい。センターの認知度を上げるよう、どのように努力をするかが課題であろう。米子ではオレンジリボンたすきリレーの事務局をセンターに委託。そのことで地域に浸透していった。センターを活かす工夫も必要。

⑤将来構想

地方から発信することに意義がある。地域の力がないと法律が必要になってしまうが、地域の力をどのように活かしていくかがより重要。

おわりに

本調査によって明らかになった地域における様々な取り組みは、地域連携、多職種連携のモデルとなる。これだけ地域の連携協議の場に職員が出ていくのは負担にならないかとの問いに、「基盤づくりを行っておけば、後が楽になる」との米子児童相談所所長の言葉が印象に残った。こうした土壌の中に児童家庭支援センターが存在しているのだ。児童家庭支援センターが本来的な機能を発揮するためには、このような地域の連携体制の存在が欠かせない。ハイリスクな問題を抱えている家庭は、自ら児童家庭支援センターに助けを求めてくることは稀である。だとするならば、児童家庭支援センターはネットワークの中でつないでもらわなければ、本来的な仕事はできないはずである。それゆえ、地域に有効なネットワークが存在しているか、ソーシャルワークが根付いているかといったことが鍵となる。今回のヒアリング調査では、まさにそのことを実感させられた。しかし、このような地盤のある地域ばかりではないだろう。児童家庭支援センターの側から働きかけていかないと難しい地域の方

が、むしろ多いのかもしれない。そうした場合、地域関係機関の理解と信頼を得て本来的な機能が発揮できるまでに相当の労力と時間を費やすことになるだろう。これは本事業が抱える大きな課題点である。

米子市の取り組みから見えてきたことは、児童家庭支援センターも含めた各関係機関の役割を地域ごとに精査・検討し、有効に機能させるための“調律”が必要であるということだ。誰がそれを担うのだろうか。米子の場合は、児童相談所が先導的役割を担っていると言えよう。もちろん、児童家庭支援センター独自の努力も必要であるが、それだけでは上手くいかないことも実際にはある。米子での取り組みは、市区町村と児童相談所、児童家庭支援センターの三者連携や、地域関係機関連携における児童相談所の果たす役割についても、大きな示唆を与えてくれるものではないだろうか。

最後に、触れておきたいのは、米子の連携はフォーマルなものだけではなくという点である。実はインフォーマルな職員間の交流も充実しており、そのことがフォーマルな場にも影響を与えているのだ。そのことで道具としてのシステムが、より人間的で血の通った“絆”となっているのだ。それゆえ、連携要請は、センターのスタッフの専門性や特性、人間性といった部分をも踏まえた、より丁寧な繋ぎが行われているように感じた。鳥取県が日本で一番少ない人口規模であり、地域の絆は都市部よりも色濃く残存している。一児童相談所の管轄の人口は20万人程度であり、こうしたサイズもそれらを可能とする一因となっているであろう。今後、人員増やハードの充実を図るだけでなく、より地域を細分化した地域密着型の相談支援体制構築を図っていくことも併せて重要な視点ではないだろうか。

中央主導の政策を一旦咀嚼し、地域の実情に合わせて再構成していく、即ち息を吹き込んでいく作業が必要であり、地方の発想や工夫に学ぶべき点は多くあると感じた。今後の米子からの発信に期待したい。末筆ながら、多忙な折り温かく迎えて頂いた米子みその及び米子聖園ベビーホームの皆様、米子児童相談所山澤所長に心より感謝申し上げます、本稿を閉じたい。

(文責 柴田 敬道)

10. 児童家庭支援センター和（やわらぎ）

はじめに

「児童家庭支援センター和（やわらぎ）」は、所在地基礎自治体である中津市との間で、長年にわたり強固な連携基盤を築いている。

殊にセンターと中津市の母子保健・児童福祉行政を担う行政保健師グループとの関係は極めて濃密であり、これらの関係性をバックボーンとして、同市においては、他市に例を見ない先駆的な児童虐待防止対策事業や子育て支援事業等が展開されている。

このような児童家庭支援センターとしての理想的な取組が、どのように実践されているのかを知る目的で、2017年8月3日に当該センターを訪問し、ヒアリング調査を実施した。インタビューに応じてくださったのは、センター長（施設長）とセンター次長（相談員）のお二人であった。

（1）管轄地域の子育て環境の概況

児童家庭支援センター和（やわらぎ）が管轄する市町村の子育て環境の概要については、以下のとおりである。

①管轄の市町村名

中津市、宇佐市、豊後高田市、日田市

②人口（所在地基礎自治体である中津市の児童人口と世帯数）

中津市の総人口 84,245 人 児童人口：15,560 人（0～19歳）

世帯数：39,116 件

（2018年5月15日現在、中津市ホームページより）

③地域の特徴

中津市 文化・歴史 福沢諭吉が、幼少期を過ごしたことで知られる城下町

商業・産業 2004年にダイハツが進出。自動車関連産業が盛ん。

外国籍市民 1,000人弱（1.16%）

生活保護率 1,000人強（1.36%）

2004年にダイハツが工場を中津市に立地して以来、県外から多くの労働者が流入。

2008年から中津市の保健師たちにより「こんにちは赤ちゃん事業」がスタート。

以後、新生児死亡が著しく減少。

④地域の社会資源

保育所 26

地域子育て支援拠点施設 5

児童養護施設 2

(2) 社会福祉法人 清浄園「児童家庭支援センター和」施設概要

運営主体としての「社会福祉法人 清浄園」及び「児童家庭支援センター和（やわらぎ）」の概要については、以下のとおりである。

①沿革・方針

- 1947年 社会福祉法人 設立、児童養護施設 開設
- 2007年 児童家庭支援センター開設
- 2010年 青少年自立支援センター事業開始
- 2011年 児童アフターケアセンターおおいた開設
- 2012年 児童養護施設を全面改築（小舎制に移行）

②特色

施設長の明快で強力なリーダーシップによって、社会的養護にかかる地域ニーズを充たすべく、様々な新規事業等に積極的にトライしている。

③職員構成

- センター長 1名（児童養護施設本体兼務）
- 次長 1名（児童養護施設本体兼務）＜資格：社会福祉士＞
- 相談員 2名（うち1名非常勤）＜資格：社会福祉士・精神保健福祉士＞
- 心理士 1名（非常勤）＜資格：認定心理士＞

(3) 児童家庭支援センターの取組や相談活動の特徴

①資質向上のための取組（センター職員のモチベーションのアップや資質向上にかかわる取組）

(i) 中津スペシャルケア研究会の取組

中津市では同市内の母子保健分野や児童福祉分野の専門家によって「中津スペシャルケア研究会」が組織されている。同市では、この研究活動自体が、人材を育成し、構成員のモチベーションをアップさせるとともに、同研究会の構成員（支援者）同士を繋ぐ役割を果たしている。なお児童家庭支援センター和（やわらぎ）は、同研究会の事務局を担っており、中核的な存在となっている。

さらに、この研究会は、活動時間の2/3を事例検討、1/3を開業医による講義に費やしており、常に丁寧なカンファレンスが実践されている。家庭児童相談室等の行政直営機関と児童家庭支援センター等の民間機関との間に存在しがちなバリアを超え（医療・児童福祉・障害福祉・保健の各分野に所属する保健師・社会福祉士・精神保健福祉士等々）、多職種の人材が、それぞれの有している専門知識や現在直面している課題、いわゆる生きた事例を互いに学び合える貴重な機会となっている。

(ii) SV の存在

中津市要保護児童地域対策協議会（以下、要対協）の副会長（医師）が、市内で発生する児童虐待事例（個別ケース）に対し、適宜適切にスーパーバイズを行っている。

市レベルで、経験豊富な医師によるスーパーバイズ体制が確立されていることは、福祉人材育成の面でも極めて有効であり、ケアワーカーやソーシャルワーカーとしての成長に大きく貢献している。

②相談者・相談機関に対する支援

(i) 親子支援システムの確立

センターでは、後述する「かるがもステイ」や「親子ショートステイ」など、親と子双方を包括的に支援する事業を実施している。DV 対応（親子緊急一時保護）の実績も有り、ケースの特性に応じつつ臨機応変な対応が行われている。

なお、これらの実践にあたっては、センター内に配置されている「母子保護室」が、有効活用されている。



〔母子保護室〕の様子

(ii) 中津市の要保護児童対策地域協議会の充実

そもそも中津市の要対協は、その運営基盤がしっかりしており、活発な活動を展開している。センターの支援活動も、中津市要対協の活動にうまくリンケージ（連動）し、その充実に貢献している。なお要対協が主催する会議等への参加状況は、以下のとおりである。

- ：実務者会議に参加 1回／月
- ：進捗状況連絡会に参加 1回／月
- ：ケース会議に参加 1回／週

ちなみに、この組織の調整機関は、市子育て支援課の職員（保健師有資格者）が担っている。要対協調整機関の事務局実務を、行政保健師：専門職グループのメンバーが、（人事異動しながら）順次担い続けることで、母子保健行政部門と児童福祉行政部門、障害児福祉行政部門の間で生じがちな「縦割り行政の弊害」（庁内部課セクト主義）もうまく克服されている。

(iii) 自治体との連携基盤の強化につながる日常活動

センターは、「乳幼児健診」への職員派遣（応援）、「子育てしつけ教室」の開催、「養育支援訪問事業」など、基礎自治体が所管する子育て支援事業に能動的に協力している。

「子育てしつけ教室」などは、当初は自主事業（ボランティア）であったものが、のちに成果が認められ、市が事業化を図り、それを受託する形で財源を得てきている。

いずれにしても市とセンターとの協働により、多彩な子育て支援事業が各々日常的に稼働していることが、連携基盤の強化に直結しているといえる。

(4) 児童相談所及び市区町村子ども家庭相談部署と児童家庭支援センターの連携（三者の連携）の状況や役割分担

民間機関である児童家庭支援センターとしては、基礎自治体直営では困難な、ないしは、既存の地域社会資源には対応できないニーズを埋めていく、あるいは、日々新たに発生する福祉ニーズに対して、迅速かつ柔軟に対応していこうという意識が大切と考えている。

このような観点から、特に4つの関係機関連携事業・研究活動実践を考察していく。

① 「子育てしつけ教室」について

2009年度からセンターの自主事業として、2014年度からは中津市からの事業委託として「子育てしつけ教室」を実施している。従来、センターが自主事業としてセンター内で行っていた「子育てしつけ教室」について、中津市は、その意義と効果を認め、事業化を図った。現在、当センターの教室は平日昼間に行い、子育て支援課主催の教室は平日夜間に開催し、仕事をしている方も参加できるよう配慮している。

どちらの教室についても託児を準備し、子どもと分離して受講ができる。教室参加者から毎回受講前後に評価を取っており、これまで100名超が全プログラムの受講を終えたが、ほぼ全受講者が受講

前に比べて子育てスキルが上がっている。自身の子育てを振り返ることが、不適切な関わりの予防につながっている。参加者の感想を見ると、教室に参加するまでは育児不安や孤立感を感じていたものが、グループに参加し、スキルを獲得することで自信が得られ、育児不安や孤立感の解消に繋がっていることがわかる。

② 「かるがもステイ」(親子関係再構築・家族応援会議) について

2015年度より中津児童相談所の主催事業に協力する形で親子関係再構築に取り組んでいる。家族再統合プログラムの一環として、主に被措置児童の親子を対象に、初回の一時帰省や、家庭復帰前の親子関係改善を見立てるプログラムとして活用している。

プログラムの内容としては、親子で調理などの諸活動や宿泊体験をスタッフとともに取り組み、子どもへの関わり方などについて助言等を行っている。また家庭復帰を検討しているケースでは、復帰後の支援者となる市町村の担当者や学校関係者を招き、サインズ・オブ・セーフティのエッセンスを用いた「家族応援会議」を開催し、家庭復帰後の支援体制について、家族とともに確認を行っている。

③ 「スペシャルケア研究会」について

「中津スペシャルケア研究会(以下、「スペシャルケア」)」は、開業医が1996年に立ち上げた任意の勉強会。毎月第3金曜日の夜に、市の子育て支援課や母子保健担当課、教育委員会といった行政職員、児童養護施設や母子生活支援施設、児童家庭支援センターなどの施設職員、そして小児科医等、一次予防から三次予防までの、現場の最前線を担う支援者がセンターに集まり事例研究等を行っている。保健医療、教育、福祉分野から30名程度の参加があり、開業医による助言や関連する事柄についての講義がある。

毎回白熱した議論が展開されるが、回を重ねるごとに参加者の視点が洗練され、支援者の質の向上や、知識及び技術のアップデートが図られている。まさに「スペシャルケア」を行う支援者の人材育成がなされている。このスペシャルケアにより、参加者個々のスキル向上と同時に、一次から三次予防を担う支援者が一堂に会することにより、本当に血の通った「顔の見える連携」が構築されている。つまり、このスペシャルケアにより、知識や技術の共有化を図り、人的交流も行うことで、一次、二次、三次予防の間の、それぞれの「溝」が埋められている。中津市における虐待予防の強みについては、要対協などのフレームといった枠組みは勿論だが、同時にソフト面、いわば「子どもを想う支援者と支援者とのつながり」こそが、その真髄であるといえる。

④ 「家族支援合同研修会」(略称：家研) について

家族支援合同研修会は、2014年4月にスタートした自主研究会。家族支援について、関係機関がともに学習し、共通理解を深め力量を高めることを目的に、毎月第3火曜日午前10時～12時に中津児童相談所にて開催している。会議の構成は、あらかじめ定められたテーマに沿った学習が8割、事例検討が2割。学習のテーマは、精神疾患や人格障害の保護者への関わり方、サインズ・オブ・セーフティ、認知行動療法などの心理教育などである。児童家庭支援センター和、中津児童相談所、中津市子育て

支援課が共同事務局となっているのが特徴であり、三者連携の礎（いしずえ）となっている。

（5）児童家庭支援センターの役割と機能における課題と将来のあり方

- 課題①** センターが仕掛ける多様な連携の輪の中に、なかなか教員が入ってこない。
地域におけるファミリーソーシャルワーク実践にあたっては、センターをはじめとする児童家庭福祉機関と、小・中学校等の教育現場との連携を深めることが、最大の課題である。
- 課題②** 中津市は、（児童家庭支援センターの役割と機能について、）一定の理解があるが、大分県全体となると、理解はまだまだである。さらに国全体となると、一層まだまだの状況である。「市町村子ども家庭総合支援拠点」の創設が、市町村の最重要課題となっている現状において、基礎自治体と児童家庭支援センターとの連携好事例を、広く周知する必要があるだろう。
- 課題③** 青少年自立支援センター（ひきこもり地域支援センター）、地域若者サポートステーション、退所児童アフターケア事業など、青年・若者に対する自立支援施策について、制度や事業が分かれ過ぎている。将来的に、若年層の就労及び生活にかかる自立支援施策は、統合した方がより効果的であろう。

おわりに

児童家庭支援センター和（やわらぎ）のキャッチフレーズは、「子育て地域は『大きな家族』」である。これは、地域コミュニティーにおける柔軟できめ細かい子育て支援に関するセーフティ・ネットワークの構築を意図しているのだろう。

今回のヒアリング調査において、センター長は、「社会的養護施策や児童虐待防止対策は、（各々の機関の）専門性だけでは決して片付かない。（それぞれの機関が）面をつながらないと成功しない。」と述べ、さらには「子ども、保護者、支援者・・・人が集まることで、よりの確なニーズが見えてくる。」と、関係機関連携ネットワーク構築の効用を鋭く指摘された。

児童家庭支援センター和（やわらぎ）は、中津市保健師グループとの濃密な連携を通して、“切れ目のない支援”を実現し、多彩な地域研究会への参画・運営を通して、“悉皆性の高い安全網づくり”を志向している。そしてそのことをもって地域セーフティ・ネットワークの構築＝大きな家族の創造＝を図っているといえよう。

（文責 橋本 達昌）

IV. 考察

はじめに

平成 28 年度アンケート結果を振り返ってみると、児童家庭支援センター（以下、センター）の業務があまりに知られていないことが最も大きな総括であったといえる。業務内容を理解しているかの質問で「いいえ」と答えた児童相談所員が 33.3%、市町村担当者が 10.8%であった。つまり、行政職員が知らない。センターの専門性が伝わっていない。活用されないという悪循環が生じている。

打開策としては、第 1 報でも触れたが、まずは行政を対象としたセンターの実践報告を行う機会が必要であり、専門性を伝え、社会資源として機能させる仕掛けをつくることである。10 か所のセンターのヒアリングから独自の取組、共通してみられた特徴、課題を考察してみる。

1. 相互理解をどうすすめるか

好事例モデルとして「児童家庭支援センター米子みその」と「米子児童相談所」の関係に着目したい。「米子児童相談所」では、すべての児童福祉司が「児童家庭支援センター米子みその」を認知しているという。結果、指導委託が年間 29 件と全国一多い。関係構築の背景として、児童相談所の援助方針会議にセンター職員も参加したり、センター職員が児童相談所で 1 週間、実習を行うなど、職員同士の交流の機会が設けられ、そのことが相互理解にもつながっている。

市町村との関係をみると、「児童家庭支援センター 一陽」では、センター長が越前市要保護児童対策地域協議会の会長に就任しており、市行政機構の一部である「子ども子育て総合相談室」にセンター職員が駐在するなど、官民協働を意識した相談支援体制が構築されている。このほか「愛泉こども家庭センター」と「加須市」、「子山こども家庭支援センター」と「いすみ市」、「こばと子ども家庭支援センター」と「大津市」「児童家庭支援センター「和（やわらぎ）」と「中津市」においては、特にセンター職員とセンター所在市職員との「顔の見える関係」が構築されており、相互理解ができているがゆえ、盤石な連携が図られている。

2. 標準装備をどうしていくか

ヒアリング調査で感じた筆者の印象だが、センターと本体施設の関係性が地域によって多種多様であった。同じ法人でありながら全くの別組織、どちらかと言えば希薄な人事交流（異動）のセンターもあれば、どこからセンターでどこからが施設なのか、職員も兼務しており、センター職員＝施設職員のような組織もあった。不思議なことに、どちらが良い悪いでもない。ただし、「興正こども家庭支援センター」のヒアリングなどから、本体施設職員が相談を受けられる資質を持っている場合は支援がより有効であることは言えるだろう。標準装備はこれからどうなるかを考えてみる。

センターの社会的養護施設への「標準装備」（＝標準設置）という言葉が使われ始めてから久しい。標準装備には 2 つの側面があったと言える。一つは開かれた施設を目指して、施設が地域支援の一環

として地域の家庭（間接的には関係機関）の相談・支援を行えるようにするという。もう一つは補助金という位置づけが措置費同様の義務的経費として確保されることを狙った戦略でもある。標準装備のメリットとデメリットについてみると、センター側のメリットが、施設側のデメリットになっていたり、その逆も存在する。詳しくは、児童家庭支援センター運営ハンドブックに詳細に記載されているので、そちらを見ていただければ一目瞭然だが、標準装備を何のために行うのかをまずは両者でしっかり議論しなくてはならないだろう。

標準装備の第一義的課題は、依然、相談支援への専門性とマンパワーの確保といえる。総論良し、各論困難のロジック、つまり、「標準装備」の必要性は感じるが、現実として予算面、人員配置上、運営が困難となっていると考えられる。

考察の特論として章末に共同研究者の橋本センター長が詳説したが、2017年8月2日の「新しい社会的養育ビジョン」（以下、ビジョン）においては、その社会資源としての有用性に大きな期待を寄せられている。「市区町村子ども家庭総合支援拠点との連携を基盤としたうえで、①里親ショートステイの調整、②フォスタリング機関事業機能、③（ハイリスク家庭支援としての）在宅措置や通所措置機能、④代替養育後のアフターケアなど」、特に力点を置くべき機能が列挙されている。また、「児童家庭支援センターは第2種社会福祉事業であり、一定人口圏に適正配置して活用すべきであるため、これまでのように児童養護施設や乳児院などに付設する形のみならず、その他の社会福祉法人、医療法人、NPO法人などが積極的に設置するような施策を立てるべきである」とされている。

しかし、付設要件が緩和されてから9年経過するが、社会的養護施設以外に付置されたところはほとんどない。この先、センターの設置数は、開設を予定しているところもあり、微増することは予測されるが、ビジョンに示されたとおり「フォスタリング機関事業機能」として期待があるとするれば、センター未設置の乳児院が機能転換を図り、センター設置を検討することは有意義で重要な方向性であろう。

3. 乳児院付置のセンターの今後

乳児院付置のセンターは全国に10か所ある。列記すると、「札幌乳児院児童家庭支援センター」（札幌市）、「児童家庭支援センターにここ広場」（栃木県宇都宮市）、「子ども未来サポートセンターやちよ」（八千代市）、「しゃんぐりらこども家庭支援センター」（川崎市）、「かわさきさくら児童家庭支援センター」（川崎市）、「児童家庭支援センター米子みその」（米子市）、「児童家庭支援センター高知みその」（高知市）、「子ども家庭支援センターあまぎやま」（福岡県大牟田市）、「こども家庭支援センターつぼみ」（宮崎市）、「なかべこども家庭支援センター紙風船」（山口県下関市）である。

また、本稿で紹介した「こばと子ども家庭支援センター」のように児童養護施設と乳児院を併設しているところに付置しているケースもある。全国的に乳児院は里親支援に力を入れているが、「こばと子ども家庭支援センター」は里親支援事業の委託を受けている。児童虐待を念頭におくとき、従来は防止に注目してきたが、その先にある予防を目指すならば、乳児院付置のセンターの存在価値はさらに大きなものとなる。

「こばと子ども家庭支援センター」のある「大津市」はセンターと母子保健の連携が厚く、乳児院

の強みを活かして、母子と妊産婦への支援を柱にしている。結果として予防体制が構築され、乳幼児の児童虐待件数が減少するという好循環を生んでいる。しかも、センターは天津市の保健所、家庭児童相談室とつながっていて、里親支援に関しては滋賀県全域の状況を把握すべく県の担当課及び児童相談所と連携している。センターの本来業務に加えて、里親支援事業の委託を受けることにより予算も職員も倍の規模を確保というスケールメリットを得ている。

センターの事業と里親支援事業を絡めながら、いち早く「フォスタリング機関」の前段階を実現しているモデルといえよう。また、「児童家庭支援センター米子みその」におけるセンターと乳児院の一体的な運営も「フォスタリング機関」の今後のあり方に示唆を与えている。

4. 人口区分によるセンターモデル

340か所の目標を掲げているセンターであるが、センターが所在する、あるいは相談を受ける自治体の規模は様々である。人口100万の政令指定都市に所在するセンターもあれば、人口10万に満たない自治体に所在するセンターもある。さらに子育て支援センターもない隣接する1万人以下の自治体からの相談に応ずることもあるだろう。今般、市区町村子ども家庭総合支援拠点の全国展開が叫ばれる中、児童家庭福祉の社会資源としてセンターが求められるニーズもおのずと違ってくる。そこで、センターのモデルを人口区分して考えてみたい。

今回のヒアリング先の多くは人口が10万人以下で、所在する自治体と良い連携が図られていたが、ヒアリング結果を踏まえて次のように3つに分類してみた。

①大都市 ②人口20万人未満の自治体 ③人口1万人未満の自治体

類型①の大都市モデルであるが、まず、政令指定都市が該当する。その他、中核市であるが、中核市は人口20万人以上に規制緩和されたこともあって、平成30年4月1日現在、54市、移行を検討している市を含めると64市ある（中核市市長会ホームページ）。人口20万人以上で児童相談所設置を予定する市は、自己完結型の総合相談を目指すべきだろう。

この類型のセンターの役割は、特定のスキルに特化した支援を提供することだろう。

例えば、政令指定都市千葉市に所在する「児童家庭支援センターふたば」では発達に心配のある子どもに対して、心理職が保育所や未就学児童の交流スペース「リラックス館」に定期訪問等を行い、保護者やスタッフから相談を受けている。「子どもの発達を見立てる」という専門性を提供し、区から信頼を得ている。このほか特定のスキルに特化した支援として「里親支援」「親子関係再構築プログラム」「安全確認」などが考えられる。

類型②の人口20万人未満の自治体は全国の9割強を占め、さらに人口10万人未満が全国の8割強を占めている。全国に約1400ある10万人未満の自治体においては、相談にかかわる高い専門スキルや豊富な社会資源は、残念ながら期待しにくい。センターは、児童相談所が近くにない中で様々なスキルを求められるであろう。ヒアリングで好事例を生み出しているセンターの多くがこの類型モデルとなっている。

例えば、本州最大の面積を有する岩手県には児童相談所は3か所しか存在せず、まさに広域行政である。その中で「児童家庭支援センター大洋」は紛れもなく岩手県内4つ目の児童相談所の役割を担っている。運営する法人は障がい者福祉をはじめとした地域での幅広い福祉活動を展開してきた歴史がある。また、東日本大震災の避難所支援を通じて子ども限定ではなく、年齢にかかわらず支援してきた経緯を踏まえ、地域の包括支援を見据えている。人口規模が小さく、高齢化も進んでいる地域では、地域包括支援の中に子どもの支援を位置づけていくことも選択肢のひとつである。このように人口10万人未満の自治体においてこそ、センターは相談支援の社会資源として有効に活用されるのではないだろうか。

類型③は人口1万人未満の町村である。要保護児童（家庭）のケースは極めて少ないだろうが、役場の担当者が保健師一人で幅広くやっているとところも少なくないと想像される。ここでのセンターのモデルは②同様、児童相談所の補完機能にもなるであろうし、町村に社会資源が少ない中で全面的にバックアップする役割が求められるであろう。

類型②③の場合、自治体より一部委託されるなど、センターが支援拠点となる場合も想定される。今後は、より地域を細分化した地域密着型の相談支援体制を図っていくことが重要である。

5. センターの強み

センターの強みの一つに施設との協働において24時間365日の対応があることは第一報で述べた。それを具現化するがごとく「興正こども家庭支援センター」は地域において活発な活動を行っている。まず、札幌市の教育委員会から、夜間電話いじめの相談電話を委託されたのち、児童相談所から初期調査安全確認を委託されている。

ヒアリングでは要保護児童対策地域協議会の引き回し役を担っているセンターも多かったが、市区の相談体制が整っていないような場合にはセンターが大いに期待される。特にソーシャルワークに重点を置いた連携を、センター主導で行っている事例はモデルになる。

例えば「子山こども家庭支援センター」が「いすみ市」の対応困難ケースに対して積極的にかかわり、相談担当者にきめ細かくアドバイスをしたり、ケースに協働している例は、センターの存在意義を高めている。

児童心理治療施設に付置している「らんざん児童家庭支援センター」では相談の主力が心理職であるが、センターの相談はソーシャルワークと心理面接の両方のスキルを求められることから、心理士、相談員という職種の枠を超えて対応していると伺った。学校での不適應や低学力で困っている子どもの心理的アセスメントという児童心理治療施設付置のセンターの強みを活かしながら同時に、ソーシャルワークに重きを置き、保護者面接、他機関調整に取り組んでいた。

ただし、県外を含めた広域からの入所を求められ、施設内の学校に通う入所児童を擁する児童心理治療施設は、意識的に訪問活動等アウトリーチを行わないと、地域との密接な関係という点では、児童養護施設と比較し、ややハンディが存在するようにみえた。このハンディを克服すべく、「らんざん児童家庭支援センター」は主たる相談エリアである3町のほぼすべての小中学校に訪問を行っている。

センターには児童相談所から指導委託を受けられるというもう一つの強みがある。ただし、現状では、指導委託は受けていないが、在宅の見守りは実際にはセンターが行っているという事例が多い。それを指導委託の形で可視化することで、アピールすべきであろう。センターの信用度は指導委託件数に表れると言っても過言ではない。

また、児童相談所が支援する対象ケースが物理的、感情的に距離がある場合にも指導委託が有効といえよう。さらに今後、児童相談所から市町村への送致や指導委託も増えると考えられるが、それを競合と考えるのではなく、指導委託された市町村に助言する専門性を持っていることがセンターの強みと捉え、市町村を支援すべきである。

6. 専門性を持った人をどうリクルートし、育成するか

都市部ではないセンターにおいては、人材確保が難しいという話が聞かれた。同じ社会福祉法人ながら意外と施設、センター間での人事異動は少ないようである。新しい、人材発掘のためには施設からの人事異動のみならず、地元の福祉系大学の実習生を受け入れるなど日頃からセンターや施設を知ってもらうことが重要である。

継続できる職場環境であることは、センター運営にとって最も重要な要素である。そのためにはSV体制の充実と、職員の「やる気」を奮い立たせる仕掛けが必要である。

専門家の助言の下、精力的に研究会や研修会を実施している「児童家庭支援センター「和（やわらぎ）」」、テーマ別プロジェクトチームやディーセントワークシステムを人事マネジメントの要諦としている「児童家庭支援センター 一陽」の取り組みは大いに参考になる。

7. 都道府県にどうアプローチするか

センターを拡大していけるかどうかは、都道府県（指定都市、中核市を含む）の意向に大きく左右され、児童家庭福祉の圏域内でセンターをどう位置づけているかが大きい。

今回の調査においては、児童相談所以外の都道府県主管課へ照会はしていなかったが、本来、都道府県計画においてセンターがどうなっているかを知ることは重要である。

千葉県においては、センター側の地道な要望で、都道府県の計画の中に盛り込まれることになった。県も建設的で、センターはすでに県内には10か所あるが、さらに増設の方向が出されたとのことである。

ただし、要求すれば良いというわけではない。千葉県の場合、児童家庭支援センター大会等に県の担当者を招聘し、センターのことを理解してもらえよう、コンセプトを粘り強く伝えるなど平素から努力されているとのことである。

おわりに

ヒアリング先は、いずれも市町村の信頼を得て、うまく連携して支援にあたっていた。特に要保護児童対策地域協議会においてキーパーソンを担っているセンターは、関係する地域のネットワークに厚みを持たせ、要保護児童の発見と支援の裾野を広げる役割を担っている。また、「フォスタリング

機関」としてのモデルを実現し、いち早く里親支援を充実させているセンターも存在した。

この先、「新しい社会的養育ビジョン」にセンターはどう臨んでいくか。このことについては、特論で橋本先生に執筆していただいたので、そちらを見ていただくことにして、最後に改めてセンターの守備範囲はどこかを再考する。

全国で3番目にセンターを開設し、20年という相談実績のある「愛泉こども家庭センター」のセンター長は、このように話している。「児童家庭支援センター設置運営要綱に沿って仕事をするを基本方針としている。原点に立ち返り、今やっていることをいかに掘り下げられるかを評価・点検し続けることが大事であると思う。そして、その取り組みを関係機関に周知徹底することで、センターは何でもやってくれるところという認識が変化した。」

この言葉を整理すれば、基本が原点。しかし、どこに力点を置くのか、重点の置き方次第でセンターの進む方向性として様々なバリエーションが生まれる。ただし、「何でも屋」に専門性は根付かないということである。

ヒアリングをさせていただいた10センターに共通していたのは、児童家庭支援センター設置運営要綱の5つの事業内容とセンターに求められる4つの共通基本機能（相談助言機能・福祉的支援機能・心理的支援機能・連絡調整機能）を忠実にやっていることだった。

つまり、センターの「独自性」「専門性」は、「ベース」がしっかりできてこそ評価され、関係機関からの確かな信頼へとつながるのである。

「私たちが提供できるスペシャルなスキルはこれです。」という明確なコンセプトが示せるようなセンターをぜひ目指してほしい。

快くヒアリングに応じていただき、報告書への掲載に当たってご意見をいただいたセンター及び自治体のみなさまに心から感謝を申し上げたい。

(文責 川並 利治)

特論：

新しい社会的養育ビジョンが児童家庭支援センターにもたらす変革に関する考察

児童家庭支援センター 一陽
統括所長 橋本 達昌

1. 新しい社会的養育ビジョンが示した改革のベクトル

2017年8月、厚生労働省の「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」は、約一年に及ぶ論議を経て「新しい社会的養育ビジョン」を発出した。この通知は、前年（2016年）5月に成立した「児童福祉法等の一部を改正する法律」により新設された児童福祉法第3条の2の立法趣旨（＝児童が家庭において健やかに養育されるよう、保護者を支援することを原則としたうえで、家庭における養育が困難又は適当でない場合には、まずは養子縁組や里親等への委託を進めることとし、それが適当でない場合には、児童養護施設等における小規模ケアなど、できる限り良好な家庭的環境で養育されるよう努めるとの基本姿勢）を踏まえ、里親委託率や特別養子縁組の成立に関する数値目標、施設在所期間の制限など、社会的養護関係者にとっては極めて衝撃的なアウトカム指標を打ち出した一方で、下記（参考I）のようにフォスタリング機関や在宅措置制度の創設検討など、里親支援や地域支援、自立支援の飛躍的充実をオーダーする内容ともなっていた。

（参考I）「新しい社会的養育ビジョン」より抜粋

「虐待の危険が高いなどで集中的な在宅支援が必要な家庭には、児童相談所の在宅指導措置下において、市区町村が委託を受けて集中的に支援を行うなど在宅での社会的養育としての支援を構築し、親子入所機能創設などのメニューも充実させて分離しないケアの充実を図る。」

「市区町村子ども家庭総合支援拠点の全国展開と、人材の専門性の向上により、子どものニーズにあったソーシャルワークをできる体制を概ね5年以内に確保するとともに、子どもへの直接的支援事業（派遣型）の創設やショートステイ事業の充実、産前産後母子ホームなどの親子入所支援の創設、児童家庭支援センターの配置の増加と質の向上などの支援メニューの充実を平成30年度から開始し、概ね5年後までに各地で行える体制とする。」

「里親とチームとなり、リクルート、研修、支援などを一貫して担うフォスタリング機関による質の高い里親養育体制の確立を最大限のスピードで実現し、平成32年度にはすべての都道府県で行う体制とし、里親支援を抜本的に強化する。」

「概ね5年以内に、里親等の代替養育機関、アフターケア機関の自立支援の機能を強化するとともに、措置を行った自治体の責任を明確化し、包括的な制度的枠組み（例えば、自治体による自立支援計画の策定など）を構築する。」

上の記述からは、より身近な地域に支援拠点を設けることで、社会的養育に関する支援メニューを豊富化し、潜在的ニーズを掘り起こすとともに、特定妊婦や施設退所青年など社会的養育の守備範囲を可能な限り広げようとの思惑が見てとれる。その意味において「新しい社会的養育ビジョン」は、里親支援や地域支援等を主務とする児童家庭支援センターにとって、追い風となるものであるといえる。

ところで“社会的養育の潜在的ニーズを掘り起こし、守備範囲を拡大していく”ためには、基礎自治体による市区町村子ども家庭総合支援拠点の確実な整備と体制の強化、及び（人材確保・育成を含む）支援の質の向上が求められる。しかし基礎自治体には、人員的にも財政的にも活動内容的にも数多くの制限や制約が在ることから、またさらに地域格差の緩和や均てん化の観点から、児童家庭支援センターをはじめとする民間ファミリーソーシャルワーク機関との連携や協働、一部委託等の検討が不可欠となろう。

併せて今後の我が国の福祉政策全体の展開構想（地域包括ケア・地域共生社会等）を鑑みれば、社会的養護施設全体が、地域ファミリーソーシャルワークの総合支援拠点として機能していくべきであり、そうであれば施設のインターフェイスを担う児童家庭支援センターには、まずもって（社会的養護業界全体の）規範的統合に貢献すべく“チェンジメーカー”としての役割が期待されているといえよう。

さらに今回、社会保障審議会児童部会の専門委員会において、その名称が社会的養護専門委員会から、社会的養育専門委員会へと変更されたが、このことはコノテーションの変革をも意識したものであると理解すべきである。つまり社会的養護といえは施設入所か里親委託、いずれにしても母子分離といった狭隘なイメージを、①在宅での社会的養育としての支援を構築する、②分離しないケアを充実する、③ファミリーソーシャルワークに関する支援メニューを充実することなどを通して、より広大な施策パラダイムに変えていく。また、社会的養護といえは都道府県（児童相談所）の仕事という漠としたイメージを、市民生活に最も身近な市区町村の業務、あるいはその一部委託先となりうる民間ファミリーソーシャルワーク機関の任務へと構造改革していく、そのための名称変更でもあると解すべきであろう。

2. 児童家庭支援センターに対する言及と厚生労働省社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会での提言

新しい社会的養育ビジョンでは、児童家庭支援センターのあり方について、以下（参考Ⅱ）のように記している。

（参考Ⅱ）「新しい社会的養育ビジョン」より抜粋

5) 児童家庭支援センターの在り方

平成28年改正法の施行により、地域においてすべての子ども家庭を視野にポピュレーションアプローチからハイリスクまでの支援を推進することとなっている。その中で、児童家庭支援センターは市区町村子ども家庭総合支援拠点と連携して、里親ショートステイを調整する機能、フォスタリング

機関事業の機能や在宅措置や通所措置の機能などリスクの高い家庭への支援や代替養育後のアフターケアなどを担う有力な社会資源になり得る。

児童家庭支援センターは第2種社会福祉事業であり、一定人口圏に適正配置して活用すべきである。そのためには、これまでのように児童養護施設や乳児院などに付設する形のみならず、その他の社会福祉法人、医療法人、NPO法人などが積極的に設置するような施策を立てるべきである。その一つの方策として、設置に当たっての施設整備費の充実、職員配置数の増加、相談・支援の内容や実績に応じて適切な収入が得られるよう、機能に応じた仕組みを導入すべきである。

前段では、市区町村子ども家庭総合支援拠点との連携を基盤としたうえで、①里親ショートステイの調整、②フォスタリング機関事業機能、③（ハイリスク家庭支援としての）在宅措置や通所措置機能、④代替養育後のアフターケアなど、特に力点を置くべき機能を列挙し、その社会資源としての有用性に大きな期待を寄せている。

そして後段では、均てん化と設置主体の多様化を前提としながら、①設置にあたっての施設整備費の充実、②職員配置数の増加、③相談・支援の内容や実績に応じて適切な収入が得られるような機能に応じた仕組みの導入を提案している。

これらの具体的提起を踏まえ、児童家庭支援センターを運営する団体の全国組織である全国児童家庭支援センター協議会（2017年12月末現在：加盟センター122か所）は、2017年11月22日に開催された社会保障審議会児童部会第21回社会的養育専門委員会において「改正児童福祉法及び新しい社会的養育ビジョンについての意見」と題した提言書を提出した。

その内容は、以下（参考Ⅲ）のとおり3つの視座からの6つの提言となっている。

（参考Ⅲ）「第21回社会的養育専門委員会委員提出資料」より抜粋

1. 社会的養育の裾野を拡げ、悉皆性を高めていくために
 - (1) 市区町村子ども家庭相談支援体制の基盤強化
 - (2) 子ども家庭総合支援拠点と児童家庭支援センターとのリンケージ
2. 多彩な施策の創出と活用によって、施策効果を高めていくために
 - (3) 児童養護施設への通所措置、地域・在宅措置制度等の創設
 - (4) 親族里親、及び親族による養育里親の活用促進
3. 社会的養育の担い手たる支援者の質を高めていくために
 - (5) 市民啓発・福祉教育機関としての施設活用と養成校等との連携
 - (6) ソーシャルワーカーの処遇改善と、「支援者への支援」制度等の創出

3. 新しい社会的養育ビジョンの課題と児童家庭支援センターの近未来

新しい社会的養育ビジョンが、従来の社会的養護の常識やスキームを抜本的に覆す、いわば革命であるだけに、まずもってその実現には、新たに膨大な資源（人、金、情報・研究データ）を準備し投入すべきことは論を俟たない。

また例えば新しい社会的養育ビジョンには、「市区町村の支援の充実により、潜在的ニーズが掘り起こされ、代替養育を必要とする子どもの数は増加する可能性が高い」との注視すべき見通しも述べられているが、その実現手段や具体的方策等については、未だ不明な点や曖昧な点があることも事実であろう。

そして昨夏以来、アウトカム指標のみが過度に焦点化され、挑発的な数値目標として扱われてきたことで、根本的な問いである「養育の質」に関する論議が疎かとなっており、(アウトカム指標算出の根拠となるべき)インプット指標やアウトプット指標に対する精査・考察も不十分であるとの指摘も否定できない。

しかしその一方で、より身近な地域にファミリーソーシャルワーク拠点を創出することで社会的養育にかかる潜在的ニーズの掘り起こしを行うとともに、特定妊婦から施設退所青年まで社会的養育の守備範囲を拡大せんとする新しい社会的養育ビジョンの改革ベクトルが、これまで社会的養育システムの裾野を広げようと努力してきた児童家庭支援センターのレゾナードルを高めるものであることも容易に想像できる。

そうであれば児童家庭支援センターは、自らが発した(1)～(6)の具体的な提案を皮切りに、地域在宅児童家庭支援の各シーン(=①現家庭維持のための支援、②親子関係再構築をメインとする家庭復帰・移行のための支援、③里親家庭支援を基軸とした家庭養育支援=)について、丁寧かつ納得性の高い手続きによって援助指針や評価基準を設け、併せて、その法的根拠、財源、人材の確保・養成のあり方等を明確化させていくことを自らのソーシャルアクションによって求めていくべきであろう。

また新しい社会的養育ビジョンは、それが突貫工事で策定された影響で、子どもたちの日常においてとても重要な場である学校教育現場との連携や情報共有のあり方に関する検討が希薄で、生活保護制度及び生活困窮者自立支援制度、子どもの貧困対策など関連諸施策との整合や連動に関する分析や要請も弱い。これらの点についても自らのソーシャルワーク実践によって、補完し補強していく必要がある。

V. 資料

1. 事前調査票
2. ヒアリングガイド
3. 報告書執筆構成

1. 施設基本情報（事前調査票）

【施設基本情報】＊施設概要資料をお送りいただき、資料で不明な点をご記入いただくことも可能です。

施設法人名		出典
児童家庭支援センター名		
住所		
施設設立年		
施設設置目的		
沿革・方針		
事業内容		
職員構成 ＊職種と資格 人数	1. センター長 資格： 人数： 2. 相談員 資格： 人数： 3. 4.	
地域の特徴	1) 人口（管轄地域、児童人口、世帯数）	
	2) 管轄の市区町村	
	3) 地域の特徴（文化、商業、歴史、外国籍等児童	
	4) 地域の社会資源	

2. ヒアリングガイド

児童家庭支援センター聞き取り調査にあたってのお願い

1. 目的

本調査は、H28年度の児童家庭支援センターの役割と機能に関する質問紙調査の結果より明らかになった里親支援件数あるいは指導委託件数が他と比べて多い等の特徴がある、または、独自性のある取り組みを行っている施設にお願いしています。現地ヒアリングを通して市区町村、児童相談所、児童家庭支援センターの具体的な連携状況や役割分担など実践内容を把握し、分析・整理することで、今後の児童家庭支援センターの取り組みモデルを示すことを目的とした調査研究を実施します。

2. ヒアリング時にお話しいただく内容

ヒアリングに当たり、はじめに貴施設から、下記の点について簡略にお話しいただけますと幸いです。

- ① 管轄地域の子育て環境の特徴（事前資料以外の内容）
- ② 児童相談所及び市区町村子ども家庭相談部署と児童家庭支援センターの連携（三者の連携）の状況や役割分担
- ③ 貴児童家庭支援センターの活動の特徴

3. 本調査において把握したい内容

本調査では、行政・保健師との積極的な連携を行っている貴施設の取り組みを理解するうえで、以下の項目について情報を把握したいと思います。できる限りでけっこうですので、ヒアリングの中で情報提供をお願いいたします。

- ① 児童家庭支援センターにおける「三者連携」取組のモデルとなるような相談対応に関する独自の取り組み例
- ② 児童家庭支援センターの役割と機能における課題と将来のあり方

以上、お忙しいところ恐縮に存じますが、ご協力をよろしくお願いいたします。

子どもの虹情報研修センター課題研究
研究代表者 川並利治

3. 報告書執筆構成

はじめに（【施設基本情報】の一部と調査対象にした理由の簡単な概要等）

1. 管轄地域の子育て環境の概況（事前資料【施設基本情報】とインタビューの内容）

- ① 管轄の市区町村名
- ② 人口（管轄地域の児童人口と世帯数）
- ③ 地域の特徴
- ④ 地域の社会資源

2. 施設概要（事前資料【施設基本情報】及びインタビューの内容）

- 1) 沿革・方針・取り組みの経緯
- 2) 取り組みの特色
- 3) 職員構成

3. 当該児童家庭支援センターの取組や相談活動の特徴（インタビュー内容）

- 1) 資質向上のための取組
（センター職員のモチベーションのアップや資質向上にかかわる取り組み）
- 2) 相談者・相談機関に対する支援
（相談活動がスムーズに行えるための工夫やシステム）

4. 児童相談所及び市区町村子ども家庭相談部署と児童家庭支援センターの連携（三者の連携）の状況や役割分担（インタビュー内容）

5. 当該児童家庭支援センターが抱える課題と将来のあり方に関する当該センターの考え方

おわりに

平成29年度研究報告書

児童家庭支援センターの
役割と機能のあり方に関する研究
(第2報)

平成30年7月20日発行

発行 社会福祉法人 横浜博萌会
子どもの虹情報研修センター
(日本虐待・思春期問題情報研修センター)

編集 子どもの虹情報研修センター
〒245-0062 横浜市戸塚区汲沢町983番地
TEL. 045-871-8011 FAX. 045-871-8091
mail : info@crc-japan.net
URL : <http://www.crc-japan.net>

編集 研究代表者 川並 利治
共同研究者 小木曾 宏
柴田 敬道
橋本 達昌
藤井 美憲
川松 亮

印刷 (有)創文社 TEL. 045-716-0018